「芭蕉」という利権（二）

永井一彰

はじめに

安永三年に初めて世に出た『俳諧七部集』は、それまで単行本として別々に販売されて来た半紙本の七部の書、すなわち『冬の日』『春の日』『阿羅野』『ひさご』『猿蓑』『炭俵』『続猿蓑』を小本二冊にまとめたもの。その安永版小本七部集の刊記に名前を連ねるのは、江戸の山崎金兵衛・富田新兵衛、京都の西村市郎右衛門・野田治兵衛・井筒庄兵衛の五軒である。従来この書は、安永当時七部の書の板権を持っていた井筒屋・西村らが主導し、他の本屋に声をかけて相板として出したかの如く誤解されて来た。が、事実はさにあらず、もともとは京の板元の与り知らぬところでさほど悪気のないまま江戸の富田が仕立ててしまい、それが重板（海賊版）の咎めを受けたため、井筒屋・橘屋との縁の深かった山崎が仲裁に立ち、相板としてことを収めたものであった。かように重板がらみで出発した小本七部集ではあったが、その手軽さもあり、また折からの芭蕉賛仰熱にも支えられて大当たり商品となって行ったことは、富田は言うまでもなく京の正板元でさえ予想し得なかったことに違いない。そして、井筒屋から板権を買い取った諧仙堂こと浦井徳右衛門と彼と組んだ橘屋野田治兵衛によって文化五年に再刻され、井筒屋の名前も残して三軒相板の形で、安政期に至るまで出版が続けられることになる。この安永から安政にわたる八十年余の正板小本七部集の出版事情については、『奈良大学紀要』第三十一号収録の前稿「芭蕉という利権（一）」に詳述した。八十年余にわたる出版の事実は、小本七部集が良く売れたこと、言い換えれば本屋に利益をもたらしてくれる魅力的な商品であったことを物語る。七部集本文の校合資料としては取るに足りない扱いを受けて来た小本七部集は、いわば「芭蕉」という利権を象徴する資料として再評価されねばならないこと、前稿に述べた通りである。が、その利権の大きさを正確に把握するためにはまだいくつか考えておかなければならないことがある。その一つが、夥しく出回った小

平成15年9月5日原稿受理　文学部国文学科

本七部集の重板の実態である。再掲になるが、小本七部集の正板・重板の流れを整理した下の表を御覧いただきたい。囲みに入れたものが正板、それ以外は重板である。安永三年版の出版は文化五年までの三十四年間に及ぶが、不思議なことにその重板らしきものは見当たらない。それは、前稿に述べたように、安永版が江戸京五軒相板の形式をとったために、結果として上方・江戸の両地域に睨みがきいたからであったと考えられる。ところが、板権の移動に伴って江戸の本屋が外され文化五年再刻京三軒版が出ると、それを待っていたかのように江戸表を中心に重板が続出し、安政四年までの約五十年間にその数九種に及んだ。それは、表に沿って言えば、文化再刻の正板を刊記部を含めてそっくりそのまま模して小本二冊とした重板A・C・Bに始まり、刊記部を省いたやはり小本二冊の重板D、掌中本二冊に仕立て直して目先を変えた天保十一年刊の『掌中俳諧七部集』とその覆刻版、同じく掌中本で『奥の細道』を添えて三冊とする天保十四年刊の『天保校正俳諧七部集』、袖珍本（三ツ切横本）一冊とする弘化二年刊『校正七部集』、横本二冊の嘉永四年刊『校正七部集』がそれである。そこには、重板がまた別の重板を生むという複雑な動きも認められる。もちろん正板元の浦井もこれらを座視していたわけではなく、京の組合を通じて度々差し構えを起こしていたことは『上組済帳標目』の記録に明らかであるが、結局重板の動きを封じ籠めることは出来なかった。九種の重板の多くは杜撰に杜撰を重ね、資料的には見るに耐えない姿を呈している。が、それらをも視野に入れることによって、始めて「芭蕉」という利権の大きさが浮かび上がって来ると筆者は考える。以下、九種の重板を取り上げてその実態を探ると共に、重板の一つである『掌中俳諧七部集』をもとに正板元によって商品化された弘化四年横本七部集などを中心に、重板に群がる本屋と正板元との駆け引きの有様を見てみることにしよう。

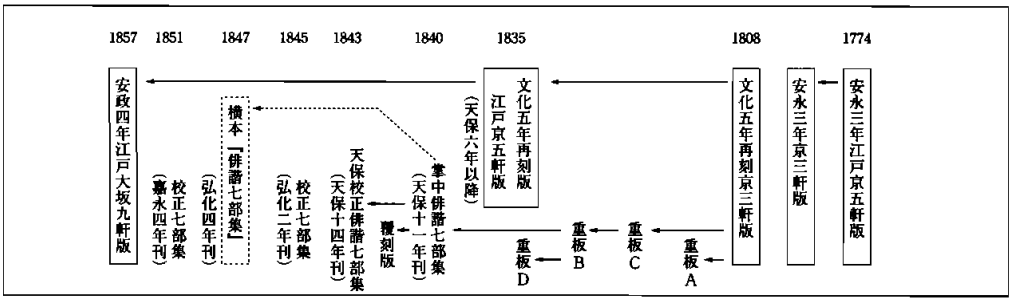

なお、文中に取り上げる重板の表紙・寸法について、特に断らないものは文化五年版と同様、浅葱色系の布目地表紙で概ね小本大であると御理解いただきたい。また、表紙の図版は示さないが、題簽はいずれも左肩にあり、特に断らないものは白地である。それに、前稿と同様、天理大学附属天理図書館綿屋文庫蔵本は綿屋本と、上野市芭蕉翁記念館芭蕉文庫蔵本は芭蕉本と、雲英末雄氏蔵本は雲英本と、加藤定彦氏蔵本は加藤本と略称する。○で囲った番号は、説明の便宜上筆者が仮に付したもの。図版は見やすいように巻末に一括して掲げた。本

文各項目の下に入れた頁数は、図版のそれである。図版は各項目毎に見開きとして収めることを優先したため、縮小率は一定していない。

一　重板A本　図版20・21頁

この重板A本は、文化五年版の後刷本を題簽・序・本文・跋・目録刊記のすべてにわたり比較的忠実に模した本である。用字もほぼ文化版に一致。ノドの丁付も文化版を踏襲し、次のように見える。

〈丁付〉

上　序文　序壹、序弐
　春の日　○ハ一～○ハ十ヲ
　冬の日　○フ一～○フ九ヲ
　ひさご　○ヒ一～○ヒ十
　猿蓑　○サ一～○サ三十六
　続猿蓑　○ソ一～○ソ四十ヲ
下　炭俵　○ス一～○ス三十三ヲ
　阿羅野　○ア一～○ア四十二ヲ
　員外　○イ壹～○イ十七ヲ
　跋文　秡
　目録刊記（丁付ナシ）

このうち、『炭俵』12丁を「十一」と誤刻。また、文化版と同様、目録刊記の丁には丁付を入れない。管見に入った重板A本は、次の七点がある。なお、＊印はその冊に元題簽が残ることを意味する。ちなみに、芭蕉本⑦はラベルに「安永三／7」とあるもの。芭蕉本⑧は未整理本で、受入番号4669。表から明らかなように、作品の収録順はどの本も同じである。ただし、家蔵本①②以外の本は目録刊記の一丁を省略し、家蔵本③は跋文の一丁をも省いている。また家蔵本③は本文の一部、ス27・28丁、ア14・15・17・19・37丁、イ1丁の板木を彫り直す。家蔵本①によって、題簽・序文一丁裏・『春の日』一丁裏・跋文裏・目録刊記の丁表裏を図1～5として掲げる。前稿の文化版の図版10～14と見較べていただければ、良く似てはいるものの異板たること明らかであろう。なお、重板A本の題簽に二種類あり。家蔵本①上巻のそれは綿屋本と同じで、芭蕉本⑦のものは書体やや異。下巻は家蔵本①・芭蕉本⑧・綿屋本が同じで、家蔵本③④と小異がある。

重板A本

	上巻	下巻
家蔵本①	＊ハフヒサソ	＊スアイ
家蔵本②	ハフヒサソ	スアイ
芭蕉本⑦	＊ハフヒサソ	スアイ
芭蕉本⑧	＊ハフヒサソ	＊スアイ
綿屋本162・3	＊ハフヒサソ	＊スアイ
家蔵本④	欠	＊スアイ
家蔵本③	欠	＊スアイ

さて、先にも触れたように、この重板A本は文化版を比較的忠実に模した本である。が、基本的に儲けを意図した重板である以上、手ぬき・杜撰箇所が少なくはない。先ず目につくのが、文化版の欠刻をなぞった風の文字の形を無視した杜撰な写しである。図6の(1)、『炭俵』

17丁裏はその一例。一行目頭の「浦」の旁部分、囲みの中の横棒二本が省かれ、また三行目下の作者名「洒堂」の「洒」の旁の一画がやはりとんでしまっている。このような文字の形をなさない杜撰箇所が全体で37箇所ある。次に目立つのが、濁点・返り点・音読付号・ルビ等の省略で、図6の(2)『続猿蓑』28丁表の墨消し部を省いた例などはその典型。これが全部で16箇所。また、作者の肩書「伊賀」を「イカ」というように、漢字からカナにしてしまった箇所が8例ある。これらの省略は、写し・彫りの手間を惜しんだもの。それ以外に誤読も4例あって、杜撰・手抜きを含めて65箇所。要約すれば、重板A本は文化版をもとに、手間を省きつつ杜撰に写して作られた重板ということになる。が、その杜撰さは以下のC・B・D本に較べればずいぶんとましである。出版の順序としては、目録刊記の丁のある家蔵本①②が先に出て、芭蕉本⑦以下で目録の丁が外され、一部改刻の家蔵本③に及んだと見るべきであろう。目録の丁を外したのは、少しでも重板の咎めを避けるためであったと思われる。この重板A本は、次に取り上げるC本以下の江戸表で出回ったと考えられる重板との関わりが認められない。家蔵本もすべて関西方面で入手したものであることを思うと、上方版である可能性が高い。これに該当する記録も『済帳』に見出すことが出来ず出版年代も不明とする他ないが、後で取り上げる重板ほど崩れていないことを考えると、文化版出版後の比較的早い時期のものであるような印象を受ける。

二　重板C本　図版22・23頁

この重板C本は重板A本と同様、文化版後刷本を題簽・序・本文・跋・目録刊記のすべてを模した本で、用字も文化版にほぼ一致する。ノドの丁付も文化版を踏襲するが、『冬の日』1・2丁の「フ」とあるべき所を「ラ」と、また『猿蓑』33丁の「サ」を「リ」と誤る。それに、『ひさご』9丁のみが・（黒マル）で標示されている。重板A・C・B・Dの中では最も目につく本で、管見のもの上の十一点がある。なお、芭蕉本⑨はラベルに「文化五／4」とあるもの。題簽は、上巻七点のうち芭蕉本⑨には旧蔵者によるなぞり書きがあり原姿不明ながら、他の六点は同一。下巻三点も同一の題簽である。家蔵本④②は寄本。茨木高校本には目録刊記の一丁が無い。家蔵本①によって、図1～5に題簽・序文一丁裏・『春の日』一丁裏・跋文裏・目録刊記の丁の表裏を挙げておこう。ただし、下巻の題簽のみ家蔵本②による。注目すべきは家蔵本③で、この本は全201丁のうち次の119丁を彫り直してある。

重板C本

	上巻	下巻
家蔵本④②	ハフヒサソ	＊スアイ
家蔵本⑤	ハフヒサソ	欠
雲英本⑬	＊ハフヒサソ	欠
雲英本⑩	欠	スアイ
雲英本⑨	＊ハフヒスサ	＊ソアイ
家蔵本①	＊ハフヒスサ	欠
加藤本⑨	＊ハフヒスサ	欠
芭蕉本⑨	＊ハフヒスサ	欠
家蔵本⑥	＊ハフヒスサ	欠
茨木高校本	＊ハフヒスサ	＊ソアイ
家蔵本③	ハフヒスサ	ソアイ

ハ　1～10
フ　1、2、5～9
ヒ　1～5、10
サ　1～4、6、7、13、14、19～22、25、26、29～34
ソ　3、4、9～20、23、24、29、30、37、38
ス　1～5、8～11、16～19、24～29
ア　5、6、11、12、19～33、35、36、39、40
イ　1、2、5、6、9～17、跋文

かような補刻は、同一書の板木を二軒の本屋がほぼ等分に分割所有していて、うち一軒分が火事などで丸ごと失われた場合に見られる現象。いま詳しく述べている暇は無いが、『奥細道菅菰抄』などにその例がある。作品の収録順に二つの型があり、Ⅰはハフヒサソスアイ型、Ⅱはハフヒスサソアイ型。補刻本がⅡ型だから、Ⅰ型が先行すると思われる。

さて、この重板C本、文化版をなぞってはいるものの、やはり杜撰は多い。とりわけ目立つのは板下をこしらえた人物が文字（特に漢字）を読めていないための誤りで、図6(1)の『炭俵』11丁裏はその一例。これは二行目下部の「欲ぼりて」のところ、「り」から「て」の二画目へ直接続いてしまい、「て」の一画目が左へ浮くという書き振りで、文字の形をなしていない。同様の杜撰が全体で98箇所見受けられる。図6(2)は、『猿蓑』27丁裏の誤読例。二行目下半分「殿よりのふミ」の「殿」が漢字として読めなかったらしく、仮名の「かま」と誤写し、加えて「より」を「よけ」と誤る。かような誤読例が、全部で39箇所ある。また、A本に見られたような濁点・ルビ等の省略例も当然あるが、これは7例と比較的少ない。図6(3)のように『続猿蓑』の墨消しを残していることからも、この重板C本にはその点からの省力意識は薄い。が、杜撰・誤読・省略等併せて137箇所で、A本の二倍以上いいかげんな本ということになる。

なお、この重板C本、天保十一年以前の江戸版と考えられること後に触れるが、伝本が多いこと、全体の半分以上に及ぶ補刻本が存在することなど考え併せると、もともと二軒の本屋が絡んでいて出版も比較的長期にわたったのではないかと推測される。

三　重板B本　　図版24・25頁

この重板B本は、重板C本を模した本である。丁付もC本を踏襲するが、『春の日』の全丁、『冬の日』の1・2丁、及び『阿羅野』の8丁を・（黒マル）で標示するところがC本と異なる。また、図版からも明らかなように、用字は必ずしもC本の

重板B本

	上巻	下巻
家蔵本①	ハフヒサソ	アイス
家蔵本②	欠	アイス
雲英本⑦	ハフヒサソ	アイス
雲英本⑧	ハフヒサソ	アイス
加藤本⑧	ハフヒサソ	欠

ままではない。管見に入ったものに前頁下段の五点がある。この五点、たまたま全てに元題簽が残るが、上下巻各四点それぞれ題簽は同じ。また、作品の収録順も同じである。ちなみに、松宇文庫にもB本二点を蔵するが、いずれも簽欠。家蔵本によって、題簽・序文一丁裏・『春の日』一丁裏・跋文裏・目録刊記の丁の表裏の図版を図1～5に掲げておく。

このB本がC本に拠っている根拠としては、C本の杜撰箇所をそのまま踏襲していることが挙げられる。その例をいくつか見てみよう。図6(1)は、『ひさご』の4丁裏。二行目「まゆ烹也」とあるべきところ、「烹」の字をC本は誤っているが、B本もこれを踏む。図6(3)は、先にも示した『猿蓑』27丁裏。これもまた「かまよけかふミ」をそのまま写している。図6(2)は『ひさご』8丁裏。二行目「切籠の紙手」の「紙」の字をC本で中途半端に彫り残したため、B本の板下を作った人物は判読しかねたらしく、空白にしてある。かようにC本の杜撰箇所を踏襲した部分はB本全体で29箇所に及び、B本がC本に拠っていることは疑うべくもない。そして、C本からB本が作られる際に杜撰はさらに重ねられ、濁点・ルビ等の省略75箇所、作者所書きの漢字からカナへの書き替え44箇所、誤読136箇所、杜撰な写し53箇所、読めないままに空白として残したところ9箇所、合計317箇所に新たな誤りが生まれることになった。なお、この重板B本も天保十一年以前の江戸版と考えられること、後で触れる。

四　重板D本　図版26・27頁

この重板D本は重板B本をもとにして作られたもの。この本の特徴は、丁付を上下ともそれぞれ通しとして、目録刊記の一丁を省いているという点にある。上巻には序文・ハ（春の日）・フ（冬の日）・ヒ（ひさご）・サ（猿蓑）・ソ（続猿蓑）を収録して、丁付をノドに一～百三と入れる。下巻にはア（阿羅野）・イ（員外）・ス（炭俵）・跋文を収め、丁付は一～八十九。ただし、四十二に又丁があり、下巻の実質丁数は九十となる。また、下巻には処々にア・イ・スの略号が丁付に入る丁がある。管見に入ったもの、上の六点。うち上巻については二点、下巻は三点に元題簽が残り、いずれも同一。次に図版を示そう。図1は加藤本⑩の題簽。図2は上巻一丁裏の序文前半部、図3は上巻二丁裏の『春の日』冒頭部、図4は下巻八十九丁裏の跋文後半部で、いずれも家蔵本①による。この重板D本が重板B本に拠っていることは、作品の収録順が同じであること、用字がほぼ一致することからも見当はつくが、D本がB本にのみ見られる杜撰・誤読箇所を踏襲しているのが何よりの証拠となる。例を上げよう。図5(1)二行目「なとひて」は「ならひて」の、図5(2)二行目「乗らるゝ」は「烹らるゝ」の、図5(3)一行目「はゝけぬ」は

重板D本

	上	下
家蔵本①	○	○
家蔵本②	○	○
雲英本⑪	○	○
雲英本⑲	○	欠
加藤本⑩	○	○
芭蕉本⑩	○	○

「す。けぬ」の誤りであるが、D本はB本のそれをそのまま踏襲している。図5(1)二行目頭の「親」の不自然な書体もそのままに写す。同様の例は全体で160余箇所に及び、D本がB本に拠って作られていることは疑うべくもない。ただ不審なのは、D本の中にB本とは著しく異なる丁が見受けられることである。それは次の7丁である。なお、（　）内の数字は対応するB本の丁数である。上巻十五（フ五）・十六（フ六）・廿三（ヒ四）・廿四（ヒ五）・七十一（ソ八）・七十二（ソ九）、下巻二十一（ア二十一）。このうち上七十一・七十二以外の5丁は、ルビ・用字などがB本よりも文化五年正板に近い。上巻十五（フ五）丁の例を図6にあげておく。上段が文化版、中段が重板B本、下段が重板D本である。つまり、重板D本は全体をB本に拠りつつも、ごく一部の丁のみ文化正板に倣っていることになるのだが、その理由は良くわからない。が、右の七丁を除き、B本からD本が作られる際に、ルビ・濁点等の省略19箇所、杜撰92箇所、誤読14箇所、判読しかねて空白としたところ10箇所と、合計135箇所にわたって杜撰に杜撰を重ねていることからすれば、文化正板に近い5丁は修正意識に基づくものではなく、何らかの理由による物理的操作と見るべきであろう。

では、重板C・B・Dはいつごろどこで出版されたのであろうか。次項で取り上げる『掌中俳諧七部集』は重板B・D本を参考にした形跡があり、その出版は天保十一年である。よって、B・D本及びB本が拠ったC本の出版がそれ以前であることは明白。そして、これも後述するが、出版部数がごく限られていたと思われる『掌中俳諧七部集』の覆刻版が江戸表で広く出回ったことを思うと、重板C・B・D本は江戸版である可能性が高い。これに関連して次のような傾向も指摘しておきたい。関西在住の筆者がこちらで小本七部集を収集する折に、B・C・Dを始め後述の重板も目にする機会は極めて少なかった。ところが、関東方面の本屋の目録などで見つけて取り寄せてみると、それが重板であったことが多い。重板Cの家蔵本③、重板Dの家蔵本①②などはそれである。一方で、関東方面で収集なさった雲英末雄氏・加藤定彦氏の蔵書中には重板が多く、正板は極めて少ないという事実にも注目しなければならない。また、個々の本について見て行くと、次のような標徴も認められる。

・重板Cの家蔵本③　各冊見返しと後表紙に「入間郡／南入曽／上志村」の丸形墨印がある。南入曽は、現埼玉県狭山市南入曽村。

・重板Cの雲英本⑨「雁清」の仕入印がある。「雁清」は江戸の雁金屋清兵衛であろう。

・重板Bの加藤本⑦　上下巻の各末尾に「上総／北野村／禽政」の丸形墨印がある。

以上のことがらを総合して、重板C・B・D本は江戸生まれで関東方面に広く出回ったと考えることはそれほど無理ではないと思う。ところで、それらの出版時期についてもう少し限定出来ないであろうか。京都書林仲間の『上組済帳標目』に次のような記録がある。なお、（）の数字は便宜上付したもの。

文政六年未九月より同七年申正月迄

(1)一　俳諧七部集小本、於江戸重版出来。右ニ付、板元より口上書。幷、江摂両地書状往返之事。

文政八年酉正月より五月迄

(2)一　俳諧七部集小本、先達而江戸表ニ重板出来候処、今度事済、重板之板木引取一件。同江戸行事江返書。

従天保三年辰正月至同五月

(3)一　菱屋徳右衛門より、俳諧七部集小本、先年江戸ニ重板出、此節尤流布致候ニ付、売留之頼出候口上書。

(1)と(2)の記録は一年余を隔てるが、同じ一件に関するものとも読める。この一件は「事済」み、「重板之板木引取」るということで落着を見た。(3)は(2)の六年後で、これはまた別件であろう。この件についてどういう結果が出たのかの記録は残らない。『済帳』と現存する重板をつき合わせてみると、重板C・B・Dに対応しそうな記録はここ以外には無い。もっとも京の板元がすべての重板を発見出来たとは思われず見過ごされたものもあったはずで、断定は憚られるが、重板C・B・D本は文政から天保初にかけて江戸表で出回ったと推測しておきたい。

さてもう一つ、次のことがらについても少し考えておかねばならない。それは、重板B・Dをこしらえた人物は、それぞれ元にしたC・B本が重板であることを認識していたかどうかという問題である。が、それらの杜撰な仕事ぶりから見て、重板から重板を作っているという認識はおそらく無かったと思う。要するに、小本『俳諧七部集』が良く売れていることに目をつけ、手近にあった一本を使ったに過ぎず、それがたまたま重板だったのである。重板から重板が生まれるという現象は、重板を目論だ人物が正板を手にするよりも重板を手にする確率が高かったことを意味するもので、江戸の町での重板の広がりの深さを象徴しているかの如くである。

五　掌中俳諧七部集　　図版28・29頁

管見に入ったのは雲英末雄蔵の一点のみ。書名に言う通り、掌中本二冊。縦12.2糎・横8.9糎。原装藍色表紙に空押しの菊花紋がある。角切は小豆色。表紙左肩に薄黄色地の双辺元題簽、存。「掌中俳諧七部集上（下）」（図1、原寸）。丁付はノドにあり、上巻は上ノ一～上ノ百三、下巻は下ノ一～下ノ八十八。ただし、下五十六に又丁があり、下巻の実質丁数八十九丁。重板A・C・B・Dにはあった序・跋、それに目録刊記の丁を省く。上巻には「庚子の首夏　精衛道人誌」の序文（図2）に続き、「春の日」（図3は、その冒頭部）「冬の日」『ひさご』『猿蓑』『続猿蓑』を、下巻には『炭俵』『阿羅野』『員外』を収めるが、『ひさご』『猿蓑』『炭俵』収録の連句計13巻の句引、『猿蓑』の震軒草「題芭蕉翁国分山幻住庵記之後」と丈草跋文、それに『炭俵』奥の撰者名を省いてある。刊記は下巻後表紙見返しに貼り付けて、「天保

十一庚子林鐘増刻成／秋艸菴蔵精衛」とある（図4）。ちなみに、秋草庵精衛なる人物、未詳。後で取り上げるこの書の覆刻版が本人または出版に関わった本屋の手によるものと考えられ、しかもその覆刻版が江戸表で出回っていることからすると、秋草庵は江戸の人で掌中本も江戸版と思われる。

さてこの書、序文には「こゝに蕉門の骨髄を得たりといふ或家に秘蔵せる古写本を得て、詳に訂正し、懐宝の一本となす」とあるが、重板B・D本に拠った新たな重板である。たとえば丁付を通しとするところはD本に同じで、上下とも丁数をD本に合わせてあるし、下巻に又丁を設けている点もD本を意識したかの如くである。なお、D本に較べ下巻が一丁少ないのは掌中本で跋文を省略したため。しかし、一方で作品の収録順はB本に一致する。そこで本文を対校してみると、B・D本と共通する誤りを25箇所見出すことが出来るが、それ以外にB本のみの誤りを踏襲した所が3箇所認められる。一つは図5(1)の一行目、B本・掌中本とも下五「旅にして」とするが、「旅ねして」が正しくD本にはそのようにある。また、図5(2)の一行目作者名「芦夕」の「夕」と、六行目前書「京なる人に申つかハしける」の「申つ」の部分をB本・掌中本は空白とするが、D本にはどちらも正しく入っている。この三箇所を根拠にすれば、掌中本はおもにB本に拠っていると判断出来るが、丁付についてはD本も意識していたということになろう。

さて、この掌中本、重板の常として手抜き・誤写等がやはり多く見られる。B本と校合してみると、濁点・ルビ等の省略が72箇所、作者所書きの漢字からカナへの書きかえが13箇所、誤写・誤読は73箇所で、合計158箇所に及ぶ。が、逆にB本の誤りを正した所も少なからず見受けられる。その一例として、図5(1)の四行目を御覧いただきたい。B本では句頭の「命」の字が判読出来ないほど崩れ、また四文字目「君」とあるべきところを「事」と誤っているが、掌中本ではこの二箇所に入木をして訂正している。入木による訂正はこの二箇所を含め三例だけだが、他にも板下段階でB本の誤りを正している所が全体で113箇所ある。また、濁点・ルビを補っている例が37箇所、作者の所書きをカナから漢字に改めている例が27箇所。掌中本による訂正は合計177箇所となり、先の杜撰箇所158をやや上回る。前引序文中に「詳に訂正し」と言うのも、あながちに嘘ではない。が、一方では手抜き・杜撰を重ねながら、一方ではそれなりの修正意識を見せるという背反性は何とも説明がつかない。それにもう一つ、この本には不自然な操作が加えられている。それは、『春の日』発句部冒頭、『冬の日』巻末、『続猿蓑』春の部末尾と同書巻末、『炭俵』春の部末尾と同書巻末、『阿羅野員外』巻末に、『卯辰集』『千鳥掛』『芭蕉庵小文庫』『韻塞』から気侭に採った発句計88章と歌仙二巻を挿入しているということである。ちなみに裁ち入れに使用した四点の書物は、享和三年刊の小本『俳諧続七部集』収録のもの。秋草庵の手許にはこの本もあったことが知られる。図5(3)に示したのは、掌中本下15丁の表と裏で、『炭俵』の春の部の末尾。『炭俵』春の部は、表の右側7行目利牛の句で終わるはず。

それより後の楚常以下の句は、『卯辰集』からの抄録である。七部集の原姿を著しく損なうこの操作が行なわれた理由もやはり良くわからない。が、はっきりしているのはこれらの裁ち入れによって、掌中本の丁数がD本と同じになっているということである。そこまでして秋草庵がD本の丁数に合わせることにこだわったわけは、やはりわからない。

以上のように『掌中俳諧七部集』は重板であることは間違いないものの、その性格は混沌として摑み難い。今までの重板には全く見られなかった修正意識の萌芽は注目すべきであるが、七部集の原姿を著しく損なってしまったこの書の出現が江戸表での重板の氾濫と混迷に一層の拍車をかけることになって行くのである。

六　天保校正俳諧七部集　　図版36頁

国文学研究資料館マイクロフィルムからの焼付写真による一点のみが管見に入った。同館マイクロ資料データベースに「マ4－94－10・C〔1〕、某家蔵、二冊本」とあるのがそれ。寸法は前述の掌中本にほぼ一致する。原本を見ていないので元表紙かどうかは不明だが、二冊共に題簽は無い。図1右側が上冊見返し、左が序文。図2が『春の日』冒頭部、図3が刊記である。見返しに言う「附録」の「奥の細道」については、本誌第九号収録の旧稿「『おくのほそ道』蛤本の謎」に詳述したのでここでは省くが、この書はもともと七部集二冊にほそ道一冊を添えた三冊本である。見返しに「天保校正」をうたい、序文末には「寅（天保十三年）初冬　晩花坊誌」とし、刊記には「天保十四癸卯年夏六月吉旦　明月莽藏」と入れて新板を装うが、掌中本によってこしらえた重板である。先ず、序文の文章は板木は異なるものの、掌中本と全く同じ。ノドにある丁付は写真では殆どわからないが、一部わずかに覗くことが出来、これまた掌中本を踏襲して、上冊は上ノ序・上ノ一～上百三と、下冊は下一～下五十六・下又五十六～下八十八とあるやに見受けられる。本文も掌中本を写しただけの内容で、新たな間違いも少なくはないが、掌中本の誤りを訂正している箇所もかなりある。また、句の脱落・先後も十箇所ほど認められる。ちなみに、付録のほそ道も、見返しに誤って蛤の句を入れた寛政版後刷本を写しただけのしろもので、これもまた重版の譏りは免れない。なお、この書、次に取り上げる掌中本覆刻版に拠ったと考えられなくもないが、掌中本元版にあって覆刻版で省かれた作者の所書きがこの書に入っているので、その可能性は否定しても良いと思う。また、掌中本に拠っているので、やはり江戸版であろう。ちなみに、天保十四年は芭蕉百五十回忌。七部集とほそ道を一組にしたこの書がそれをあてこんでいることは疑うべくもない。

七　掌中本覆刻版　　図版30・31頁

この書は掌中本の覆刻版と見られるものである。家蔵本①によって、

図版を示そう。図1が題簽、図2が序文、図5は掌中本元版の上巻七丁裏の一部と覆刻版の同じ箇所、図3が刊記である。題簽は装いを新たにするが、内容は掌中本の覆刻版であること図2・図5から明らかであろう。丁付も元版を踏襲するが、「上ノ十一」とあるべき所を「十」に誤る。なお、刊記のみは元版と同一板木による刷りである。この本は比較的多く目につき、次の十五点を見ることが出来た。寸法は本によって異なり、最大は雲英本⑱で縦14.6糎・横10.7糎、最小は小林本の縦11.5糎・横8.6糎。題簽は家蔵本①②と加藤本⑪が同じ、綿屋文庫の二本はまたそれぞれに小異がある。なお、綿屋本②は合冊本で、上巻の題簽を使用。また、綿屋本は二本ともに見返しに印刷がある。図6は綿屋本①のそれ。綿屋本②は同様の様式で中央上部の「掌中校正」がなく、左の欄に「江都書林　玉山堂梓行」と入れた別板木によるものを貼る。この覆刻版には図3に示したもの以外に、三種類の刊記が認められる。図3に示したものを仮に刊記Aとしよう。図7は綿屋本②にのみ見られる刊記B、図4が比較的多く見られる刊記C、図8は雲英本⑮の巻末に添えられた本屋の目録の裏と後表紙見返し貼付の刊記で、これをDとしておく。どの本がどの刊記を持つかは上の表によって確認されたい。このうち、綿屋本②の刊記Bに天保七年とあるのは、掌中本元版が天保十一年であるから俄には信じ難い。この本は見返しに玉山堂の名前が入り山城屋佐兵衛が扱ったことは間違いないが、刊記そのものはおそらく他の出版物のそれを転用したのであろう。その綿屋本②はさておき、この覆刻版は刊記A本、刊記C本、刊記D本の順に出回ったと考えられる。刊記A本のうち最も整った様式を持つのが、見返しにも「秋艸菴藏」と入れる綿屋本①。刊記部分の板木が掌中本元版と同一であることを思うと、覆刻を企んだのは秋草庵その人かあるいは掌中本元版を扱った本屋のはず。見返しのない刊記A本がこれに続く。その後で刊記C本が出回ることになるが、実は刊記Cの板木は刊記Aのそれと同じもの。左側下よりの欠刻三箇所と下部左寄りの欠刻一箇所が一致し、匡郭も全く同寸なのである。つまり、刊記Cは刊記Aの匡郭内を削って入木によって仕立てられているわけで、それは刊記Cに言う天保十五年にこの覆刻版を企んだ秋草庵もしくは関係の本屋から山崎屋と三河屋へ板権の移動があったことを意味する。この天保十五年から刊記Dの嘉永六年まで約十年間、刊記B・C・Dに名前の出る本屋は全部で十二軒ある。この覆刻版が江戸表でかなり広範囲にかつ長期にわたって出回ったことを告げる事実として受けとめ

掌中本覆刻版

	上	下	刊記
綿屋本①234・1	＊○	＊○	A
家蔵本①	＊○	＊○	A
小林孔氏蔵本	○	○	A
角光雄氏蔵本	○	○	A
松宇文庫本	○	○	A
綿屋本②230・2	＊（合冊本）		B
家蔵本②	＊○	＊○	C
加藤本⑪	＊○	＊○	C
雲英本⑯	欠	○	C
雲英本⑳	欠	○	C
加藤本⑬	欠	○	C
雲英本⑮	欠	○	D
雲英本⑰	○	欠	欠
雲英本⑱	○	欠	欠
加藤本⑫	○	欠	欠

る必要があろう。伝本が多いのも故なしとしない。

しかし、この覆刻版、そのような好調な売れ行きとは裏腹に、七部集の原姿を損ね得体の知れぬ内容にしてしまった掌中本元版にさらに杜撰を重ねている。図5の『春の日』の一部はその一例として示したのであるが、作者名の「商露」「聴雪」など、文字の形をなさない。全体を調べてみると、かような文字の形をなさぬ体の誤写が36箇所、誤読が13箇所、誤脱が2箇所、それに濁点・ルビ等の省略が9箇所で、合計60箇所に及ぶ。今まで見て来た重板の中で最も杜撰と評しても良いこの覆刻版が天保後期に広く出回った背景としては、天保十四年の百五十回忌を迎えての芭蕉熱の昂まりを考えてみるのが一番分かりやすいのかも知れない。

八　弘化四年版横本　図版32～35頁

この書は当時七部集の板権を持っていた京都の諧仙堂こと浦井徳右衛門（五一郎）が出した本で、重板ではない。が、前述の掌中本及びその覆刻版との関わりで生まれた本であるので、ここで取り上げることにする。

この本は次の五点が管見に入った。横本二冊。芭蕉本⑪の寸法は、縦110糎・横160糎。綿屋本もほぼ同寸。他の三本は横寸がやや小さめ。題簽は上巻三点は同一。下巻は雲英本に小異あるも、他の三点は同一。丁付は各冊とも板芯下部にあり、上が上ノ一～上ノ五十八、下が下ノ一～下ノ三十・下三十一～下四十九。上巻に『春の日』『冬の日』『ひさご』『猿蓑』『続猿蓑』、下巻に『炭俵』『阿羅野』『阿羅野員外』を収める。五点のうち綿屋本と芭蕉本⑪は、浦井がまだ板権を握っていた間の、具体的に言えば安政四年以前の版。他の三点はそれ以降の後刷本である。綿屋本・芭蕉本によって、その概略を示そう。図1（芭蕉本⑫による）が題簽。図2（綿屋本による）は上巻の見返しで、ここには板元の口上が入るが、後刷本の松宇文庫本・芭蕉本⑫はこの口上を省略する。図3（芭蕉本⑪による）は、下49丁裏の刊記。右下にあるのは「諧仙堂」の朱印で、綿屋本にも押印。ちなみに、この印はこの横本と同じ年弘化四年三月発行の浦井編『眺望集』刊記部に見えるものと同一印である。文化五年の正板にも同じ印文の朱印を捺した本が多くあるが、印そのものはそれとは異なる。なお、後刷本三点にはこの印は無い。図4（芭蕉本⑪による）の諧仙堂蔵板目録も綿屋本・芭蕉本⑪の下巻末尾にのみ見られ、後刷本ではこれを省く。安政四年以降の版と思われる後刷本の刊記を図7に挙げておこう。

弘化版横本

	上	下
綿屋本242・8	＊○	＊○
芭蕉本⑪	○	＊○
松宇文庫本	＊○	○
芭蕉本⑫	＊○	＊○
雲英本	欠	＊○

さて、この横本、板権を所有している正規の板元が出しているのであるからもちろん正板なのであるが、実は重板の掌中本元版をもとにして作られた奇妙なしろもの。図6を御覧いただきたい。上段は掌中本元版の上巻19丁の表と裏、下段は横本の上12丁裏である。板面の酷

示は一目瞭然。注目すべきは下段の中央部、「中にもせいの高き山伏翁」「いふ事を唯一方へ落しけり　碩」の二句の間に見える不自然な空白である。これは上段の丁の折目の空白にほぼ相当する。これによって、横本は掌中本元版の版本をばらして、それをもとに板下を仕立てていることが判明する。が、さすがに正板元の出版だけあって、掌中本をそのままなぞっているわけではなく、次のように修正を施している。

・掌中本で省かれた序・跋、及び『ひさご』『猿蓑』『炭俵』収録の連句句引、『猿蓑』の震軒草「題芭蕉翁国分山幻住庵記之後」の文、同書丈草跋文、『炭俵』撰者名を復活。

・掌中本で加えられた『続七部集』の発句・連句を削除。

・掌中本の本文の誤りを全部で137箇所訂正。

本文訂正の例を二つ見ておくことにしよう。図5の(1)は『ひさご』の一部。その二句目「押ませて」は横本の「押まけて」が正しい。「せ」の部分を入木で「け（遣）」と修正。(2)は『猿蓑』序文の冒頭部。掌中本四行目「ゆめに見る」に脱文があり、これを横本では「夢に夢見る」と補う。こちらは入木ではないようで、板下段階での修正と見られる。修正のあった137箇所を調べて見ると、板下を整える段階で一度手を入れ、更に入木によって修正したものの如くである。弘化四年当時、正板元である浦井は小本七部集という文化五年以来の定番商品を持っていたはずである。にも関わらず、かくまで手間をかけ、しかもわざわざ重板である掌中本元版から板下をこしらえて、横本という新商品を作った理由は何であったのだろうか。

ここで話を掌中本に戻そう。掌中本が覆刻されたのは、ごく単純に考えれば元版の板木が失われたからである。では元版の板木はどうなってしまったのか。そこで注目すべきは、弘化四年版横本の諸仙堂蔵板目録である。いま一度、図4を御覧いただきたい。目録表には文化五年版の目録に出るものと同じ十六点の書物を上げ、裏に

掌中俳諧七部集　二冊

俳諧七部集小刻　横本一冊

と見える。二行目、一冊とするところに不審は残るが、これは該当の弘化四年版横本を指すと考えて良い。一行目に出るものこそ、秋草庵がこしらえた掌中本そのものであろう。それ以外にこれにあてはまるものは見当たらない。およそ重板事件が起き正板元から訴えを受けた場合は、板木・摺本没収というのが原則である。小本七部集に於いてもその事実があったことは先に引用した『済帳』の文政八年の記録からも明らかだが、この掌中本の場合も原則通りにことが運んだのではないだろうか。その折のものではないかと思われる記録が『済帳』に出ている。必要部分を抄出してみよう。なお、頭の通し番号は説明の便宜上付したもの。

天保十亥年自九月至子正月

(1)一　十三日　江戸より、甲州表俳諧七部集小本重板義付、書状到来。

(2)一　十九日　江戸へ七部集重板雑費料共、返事下ス。
天保十一子歳自正月至五月
(3)一　江戸表へ七部集重板義ニ付、書状下ス。
(4)一　四月五日　江戸より七部集重板登り、書状到来。
天保十一子年自五月九月至
(5)一　六月〇日　江戸へ七部集一件、礼状遣ス。

(1)(2)の日付は、前後の条々から判断して天保十一年正月のそれ。この1～5の記録は日付が接近していることから考えて、同一の重板事件に関するものであろう。甲州表で出た七部集重板につき、江戸の本屋仲間を通じてのやりとりの結果、「江戸より重板登り」ということで落着を見たものらしい。これは、江戸の本屋仲間によって没収された板木なり摺本なりが京へ届いたという意味でなければならない。この記録は天保十一年正月から六月までのもの。一方、掌中本元版の序文は天保十一年四月で刊記は六月である。『済帳』に記録する重板事件が片付いたのと同時に出版されたことになり、時期的に合わなくなる。が、掌中本が刊記より少し早めに出回っていたと推測してみてはどうだろうか。その推測が正しければ、掌中本は甲州版ということになる。仮にその推測が認められないとしても、同じころに七部集重板の板木なり摺本なりを没収しているという事実は、掌中本元版の行方を考える参考にはなろう。以上のように、掌中本元版は天保十一年ごろのほんの一時期江戸表で出回ったものの、重板の咎めを受けて板木・摺本は京の板元に没収されたと考えられる。伝本が稀なのはそのため。浦井がその掌中本元版を上方で売りに出したかどうかは不明ながら、彼の蔵板に帰したことは弘化四年横本の目録によって疑いようがない。

が、ことがそれで終わらなかったところに七部集の重板問題の奥深さがある。その後江戸では時を置かずに掌中本の覆刻版が仕立てられ、広範囲かつ長期にわたって出回ったことは先に見た通りである。また、その覆刻版をもくろんだのが秋草庵その人か掌中本元版を扱った本屋と考えられることも先述した。性懲りもなく繰り返される重板。仁義も何もなくその重板に群がる江戸の本屋たち。そういった動きに対抗すべく、浦井が企画したのが弘化版横本の出版であった。横本見返しの口上（図2）に、浦井は次のように言う。

近頃七部集小本、紛敷偽板流布仕候。是、全利欲ニ捷リ候者の仕業与相見え候。正板ニ在之序跋を省き、其調ニ合ざる発句歌仙等を私に差加え有之候。（中略）自然此書御求之節ハ、元版奥書朱印等得与御改之上、御求可被下候。

ここに言う「正板にこれ或る序・跋を省き、其の調に合ざる発句・歌仙等を私に差し加え」た「七部集小本」の「紛しき偽板」が、この当時江戸に出回っていた掌中本覆刻版を指すことは間違いない。この口上は弘化四年横本が掌中本覆刻版対策のために作られたことを如実に物語っている。横本としたのは重板小本との見分けのため。わざわざ掌中本元版によって板下をこしらえたのは、覆刻版の非を鳴らさん

がためであったと思われる。

九　弘化二年版袖珍本　図版37頁

先の弘化四年刊横本七部集と順序は逆になったが、ここで弘化二年刊の袖珍本『校正七部集』を取り上げておこう。この書は袖珍本一冊。上の五点を見ることが出来た。最善本と思われる加藤本を範に、概略を示す。縦8.4糎・横18.4糎。薄水色表紙。左肩の黄色地双辺元題簽に「校正七部集」（図1）。題簽の書体は奈良大本①・綿屋本②が同じで、加藤本とは小異。図2は、加藤本見返し。綿屋本①は加藤本に同板。奈良大本①②は見返しの用紙が黄色で、加藤本と同じ装丁ながら板木が異なる。冒頭に丁付なしの一丁があり、表に「あづまの大城のもとにすめるふぢの屋のあるじふる人」の序文、裏に花鳥庵識の「附言」。以下、板芯下部に一～百三まで丁付を入れ、『冬の日』『春の日』『阿羅野』『比左古』『猿蓑』『炭俵』『続猿蓑』の順に収録し、百三丁裏に「弘化二年乙巳五月　花鳥庵蘿斎校」と入れ、末尾に附録として「芭蕉略傳」一丁を添える。刊記に三種あり、図3のAが加藤本・綿屋本①のそれ。Bが奈良大本①・綿屋本②、Cが奈良大本②である。刊記部の冒頭に「花鳥庵蔵板」として須原屋茂兵衛以下四軒の名前を並べる刊記Aの本が早く、B・Cの順に出たものと思われる。なお、三種ともに共通して出るのが冒頭の須原屋茂兵衛一人であることに注意しておきたい。

袖珍本

	題簽	見返し	刊記
加藤本	あり	あり	A
綿屋本①240・2	欠	あり	A
奈良大本①	あり	あり	B
奈良大本②	欠	あり	C
綿屋本②240・3	あり	なし	B

さて、この書の編者花鳥庵はなかなか見識を持つ人物であったらしい。附言の一部を引用してみよう。

一　半紙本七部集、先後二板ありて小異なり。共に印刻磨滅して読得がたし。且、近年刊行の坊本、粗漏にして誤多かり。今諸本を参考し、校訂す（略）。

一　通例の合本、篇次錯乱せり。今、原書編集の年序を考へ改る事、本文に録する如し。

「半紙本七部集、先後二板ありて異なり」とは、寛政七年再刻版の初版と後刷本の入木による異同を指すと思われるが、いくつかの本を見ていないとわからないことである。「近年刊行の坊本」は掌中本覆刻版を指すのであろうが、それを「粗漏にして誤」が多いとするのも認識としては正しい。また、「通例の合本、篇次錯乱せり」とは、正板重板を含めて小本七部集の作品収録順が必ずしも成立年代順になっていないことを指摘し、「編集の年次を考へ改」めたのだと言う。これらの附言からは、現状の混乱を鑑み七部集を少しでももとの形に戻そうとする意識が読み取れる。そこで本文を調べてみると、寛政版半紙本・文化版小本に拠ったらしいところがあい半ばし、また一部に安永版小本との一致も見られる。編者花鳥庵は、安永版及び文化版の小

本・寛政版半紙本に加え、「袖草紙・幽蘭集・附合集、或は先輩の注釈本等を引合て」（附言）本文を整えたものらしい。混合本文の域を出ていないのは言うまでもないが、掌中本覆刻版などよりははるかにましである。考えてみると、重板による濁点ルビ等の省略・誤写・杜撰は、いわば本来目鼻だちのはっきりしていたはずの七部集収録の作品がのっぺらぼうになって行く過程でもあった。さらに重板から重板が重ねられることによって手足までもがもがれて行き、殆ど正体不明のありさまを呈するようになる。そこへもう一度目鼻だちを描き入れ、手足をすげて原姿に戻そうという動きが出て来るのは、当然であろう。掌中本覆刻版の盛行という混迷の極みの中からその動きを見せたのがこの『校正七部集』で、その意味では評価さるべきもの。が、そのことと重板問題とは切り離して考える必要がある。先に見た『校正七部集』の三種の刊記に、七部集板権所有者の浦井と共同出版者である橘屋の名前はどこにも見えない。また、浦井が二年後に出版した弘化四年版横本の目録にもこの『校正七部集』は出て来ない。従ってこの書、内容はともかくとして、当時の出版の常識から言えば、やはり重板であったと判断せざるを得ないのである。ちなみに記せば、この書、板下作成に際して次の三つの方針があったことが見てとれる。

○ルビ・濁点等は徹底的に省く。（ただし、四箇所に例外あり。）

○作者の所書きは基本的にカナとする。

○連句二巡目以降は一字名とする。句引は省略する。

いずれも今まで見て来た重板と共通する省力化で、この書の性格の一端を示している。

さてここで、須原屋茂兵衛について少し見ておくことにしよう。先にも触れたように、この『校正七部集』の三種の刊記の何れにも冒頭部にその名があり、しかも三種に共通して出るのは彼一人であった。それはこの書の出版・販売に彼が深く関わっていたことを意味している。『日本古典籍書誌学辞典』によれば、須原屋茂兵衛は「江戸根生いの本屋」の代表で「文化年間には、本屋仲間員約六十軒のうち十軒余が須原屋」を名乗るような「江戸後期」「最大の本屋」であったという。その本屋が重板に関わったとしても特に異とするには足らないが、注意すべきはこの人物が小本七部集の正板にも名前を出していることである。詳しくは前稿を参照していただきたいが、文化版小本七部集の一つに天保六年以降の出版と考えられる京江戸五軒版がある。これは、京の野田治兵衛・浦井五一郎（徳右衛門）・筒井庄兵衛・勝村治右衛門、それに江戸の須原屋茂兵衛の五軒の名が刊記に見える一本。文化五年以来勝村を除く京三軒版として出版を続けて来たのに、この時期に至って須原屋を加えた理由については、前稿では江戸表で続出する重板に業を煮やした京の板元が江戸表に睨みをきかせる監視役として選んだ、と述べておいた。その考えに今も変わりはなく、江戸最大手の須原屋が監視役として加われば京の板元としても大船に乗った気分であったに違いない。ところが、その須原屋が弘化二年に至って『校正七部集』という新たな重板を出版するという挙に及んだ。小本

とは異なる袖珍本という装丁を採り、刊記には「花鳥庵蔵板」と入れて須原屋の板木ではない旨を断って重板の訴えを逃れる手立てを講じているあたり、明らかに確信犯である。須原屋は二年後の弘化四年版横本にも名を連ね、京の板元との協調態勢は変わらないかに見える。が、その裏側でのこの挙、「芭蕉」という利権に絡もうとする本屋の欲望は実に限りがない。

なお、付け加えておけば、天保六年以降版の京江戸五軒版小本七部集に於いて、須原屋を引っ張り出すに際しては勝村治右衛門がひと役買っていた形跡がある。七部集の板権所有者である浦井と須原屋との関係は、五軒版小本と弘化四年版横本以外には認められない。また橘屋・井筒屋との縁も深いとは言えず、『享保以後江戸出版書目』によれば、橘屋については元文五年割印の『俳諧瓜名月』の、井筒屋については宝暦六年の『芭蕉句選拾遺』の売り出しを須原屋がつとめたという事実以外は見出すことが出来ない。それに対して須原屋と勝村との繋がりは深く、天明五年割印の『日本節用』以後文化十一年割印の『四書（中形カタカナ付）』に至るまで合計十七点の勝村出版書の売り出しを須原屋が引き受けている。これを見れば、天保六年以降小本七部集に須原屋が噛んで来たのは勝村の取り持ちによるものであったと考えるのが妥当であろう。そしてその功によって、勝村自身もその後十年以上にわたって七部集のおこぼれに預かることを得たのである。

一〇　嘉永四年版横本　図版38頁

最後に弘化四年版『俳諧七部集』と同様横本に仕立てた嘉永四年刊『校正七部集』を見ておくことにしよう。管見に入ったのは次の六点である。横本二冊。寸法は奈良大本①を例にとれば、縦12.8糎・横18.3糎。本によって縦・横とも多少の違いがある。表紙左肩の題簽は、乾巻三点・坤巻三点とも、それぞれに一致する。ただし、奈良大本①③は白地、②④は黄色地。図1（奈良大本②）は、題簽。図2（奈良大本①）は乾巻見返しで、坤のみの家蔵本を除く五点にあり、同一板木によるもの。冒頭に丁付なしの一丁、表は「嘉永四年辛亥孟春あずまの大城のほとりにしるす」と結ぶ「亀岡龍守」書の凡例、裏は目次。以下板芯に丁付を入れ、乾巻は一～七十として『春の日』『冬の日』『ひさご』『猿蓑』『続猿蓑』を、坤巻は一～六十一として『阿羅野』『阿羅野員外』『炭俵』を収める。図3（奈良大本③）の刊記は綿屋本以外の四点に見られるもので、坤巻の後表紙見返しに貼付。綿屋本は乾巻見返しの「東昌軒蔵板」の所へ「山城屋佐兵衛版」と入木をし、刊記もそれに合わせて「嘉永四辛亥年六月／日本橋通二丁目／玉山堂　山城屋佐兵衛」と改めた後刷本。編者の企

横本

	上	下
奈良大本①	＊○	＊○
奈良大本②	＊○	＊○
奈良大本③	＊○	＊○
奈良大本④	○	＊○
家蔵本	欠	○
綿屋本247・10	○	○

ての動機は、凡例に「今流布の印本、いづれも粗漏にして書写の誤多く、これが為に句意きこえざれば」と述べる如く、弘化二年版袖珍本に同様で、本文も主に寛政版半紙本に拠りながら文化版小本などで校合したものと見て良い。例によってルビ・濁点などの省略も115箇所と多いが、半紙本のそれを忠実に残したところも29箇所あり、また逆にルビを補っている例も9箇所認められる。さらに「詩題のたぐひ、元禄の古板といへども誤字脱字あれば、本書に就て正す」（凡例）との宣言通り、『阿羅野』収録句の前書などを原典に当たって正している例もいくつかあって、袖珍本の編者よりは見識が感じられる。が、この本も正板元との関係は一切認められず、やはり重板と考えざるを得ない。見返しに出る校訂者の一人八雲龍守、凡例筆者の亀岡龍守、刊記部の蔵板主亀岡甚三郎は同一人物のはずで、見返しによれば東昌軒とも号したことがわかるが、素姓は不明。刊記部に製本所として出る亀田屋甚蔵と名前が似るのは、単なる偶然ではないように思われる。もう一軒の英屋大助は『改訂増補近世書林板元総覧』によれば、幕末の書物問屋古組五十六軒の一でれっきとした本屋なのだが、亀田屋甚蔵は同書にその名を見出すことが出来ない。素姓不明氏を蔵板主とする手口も、先の袖珍本と全く同じ。「製本所」と躱したあたりもいかにもいかがわしい。この重板、横本という装丁は弘化四年版の正板を意識したものであろう。浦井が続出する小本の重板に対抗するために出した弘化四年の横本が、ここにまた新たな重板を生み出すことになったのである。

おわりに

安永三年に江戸の町の片隅で富田新兵衛の思いつきから生まれた小本七部集は、小本二冊という手軽さと寛政五年の芭蕉百回忌を頂点とする芭蕉賛仰熱にも支えられて大当たり商品となり、その出版期間は三十年余に及んだ。この間、類書七部集は別として、小本七部集をそのまま模した如き重板の出た形跡は無い。京の正板元である井筒屋庄兵衛・西村市郎右衛門とその協力者である橘屋治兵衛は言うまでもなく、相板元として名を連ねた山崎金兵衛・富田新兵衛もそれなりの利益を得たと思われる。が、ことは決して平穏ではなく、その間には天明五年頃の西村の出版活動停止、天明八年京都大火による井筒屋の罹災、享和三年の富田死去、文化四年頃の山崎の退隠という出来事が相次ぐ。そして、文化三年頃に七部集・ほそ道などの芭蕉関係の主要俳書の板権を井筒屋から買い取った浦井徳右衛門と、彼と組んだ橘屋の手によって、小本七部集は文化五年に再刻されることになった。既に板権を手離したはずの井筒屋の名も加えたこの京三軒板で、江戸の本屋が外れたのは全くの偶然である。その結果、安政の初めに浦井が芭蕉関係の俳書の板権を手離すまでの約半世紀の間、小本七部集の利権は浦井と橘屋によって独占されたかに見える。が、皮肉なことに、文化再刻版で江戸の本屋が外されたことによって江戸表への睨みがきかなくなり、当地でC・B・D本のような重板の続出を招くことになっ

た。浦井は京都の書林仲間を通じて度々差し構えを起こし、板木・摺本没収の処置を取らせたこともあったが、それでも重板の動きは止むことがない。そこで浦井が考えたのが、監視役として江戸の本屋を抱きこむことであった。選ばれたのは江戸最大手の須原屋茂兵衛、取り持ったのは勝村治右衛門である。しかしことは浦井の目論見通りには運ばず、掌中本とその覆刻版、天保校正七部集等々、重板は跡を絶たない。困じ果てた浦井は重板である掌中本をもとに新商品の横本をこしらえるという苦肉の作に出るのだが、浦井がその策を講じている足元では江戸表の監視役として頼んだはずの須原屋が袖珍本形式の重板を出すに至り、時を置かず横本を模した新たな重板も登場して来ることになった。約半世紀の間に九種に及んだ小本七部集の重板は、本屋同志の仁義を欠いてまでそれを扱うことによって得られる利益の大きさ、すなわち「芭蕉」という利権の大きさを示して余りある。同時にその利権を守るために、半世紀にわたって浦井が重ねねばならなかった苦労も、またその大きさに見合うものだったのである。

なお最後に一言付け加えておけば、小本七部集の重板をめぐる問題はこれだけに止まらない。安永版の出たあと陸続と現われた類書七部集、それに寛政以降に目立ち始める七部集注釈書の出版に板元がどのように対応したかということも視野に入れなければ、「芭蕉」という利権の本当の大きさは見えてこないが、それについてはまた次稿に譲ることにしよう。

前稿と同様、この稿を成すに際し御手持ちの小本七部集を全面的に御提供の上、引用・図版掲載を御快諾下さった雲英末雄氏・加藤定彦氏の御厚宜に深く感謝する次第である。両氏による資料提供がなければ、小本七部集の重板のことはここまでは明らかに出来なかった。
なお、この稿は平成十四年度奈良大学研究助成によるものである。
（平成十五年八月二十九日記）

一　重板A本

図1　題簽

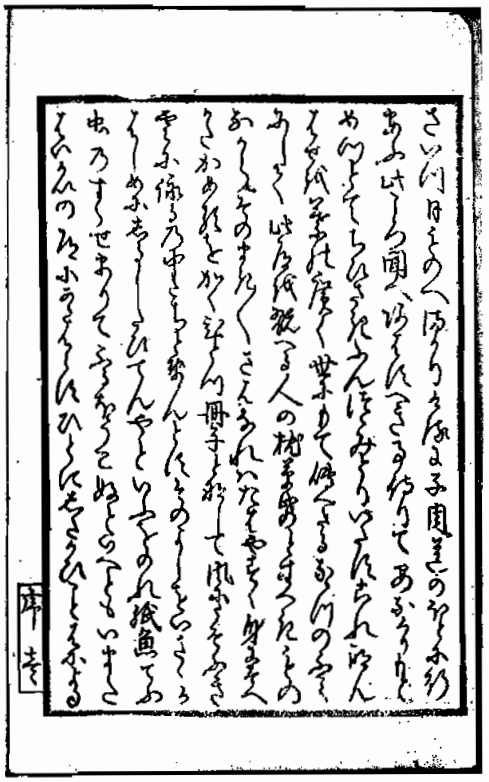

図2　序文1丁裏

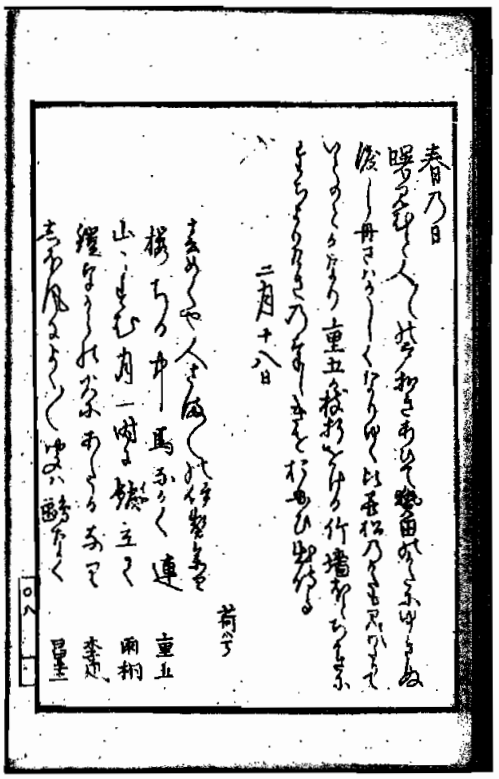

図3　春の日1丁裏

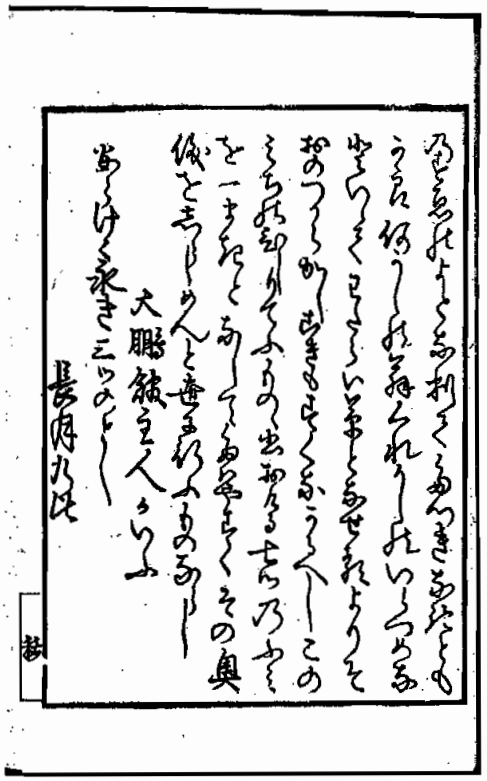

図4　跋文裏

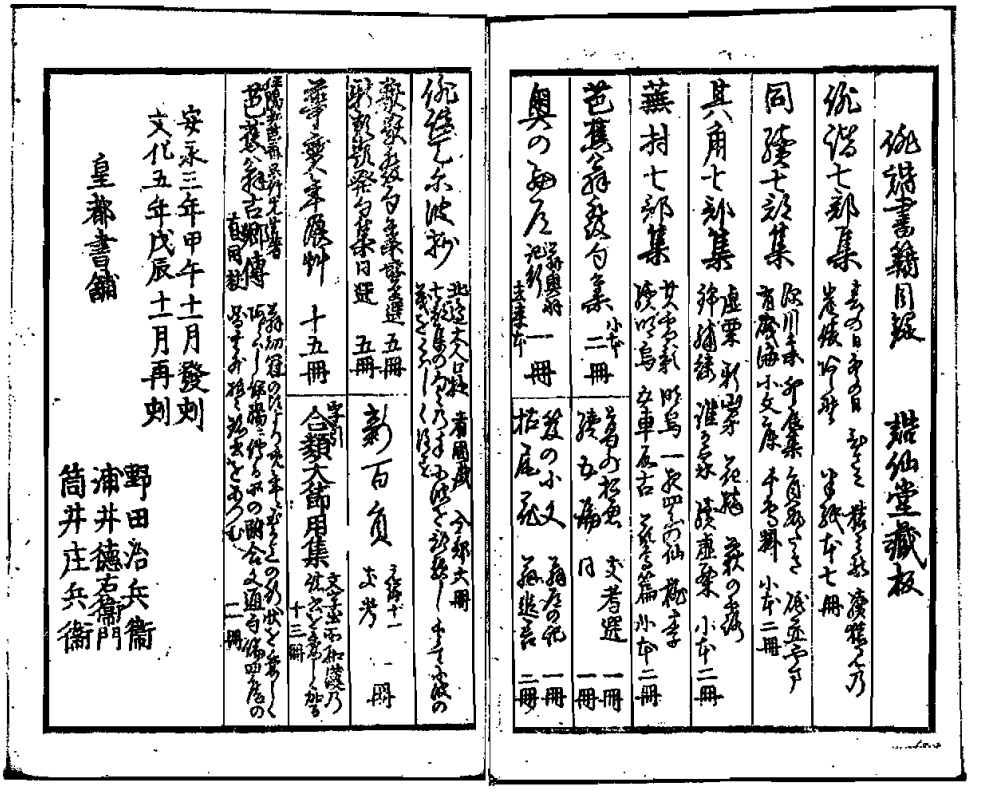

図5　刊記　目録

図6

(1)炭俵　17丁裏

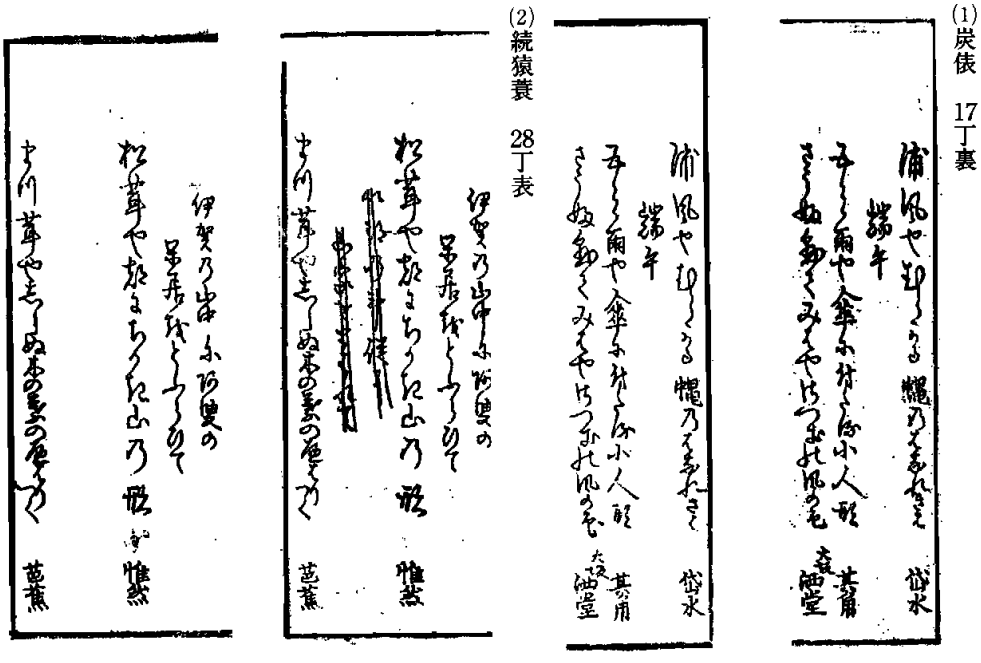

(2)続猿蓑　28丁表

二　重板C本

図1　題簽

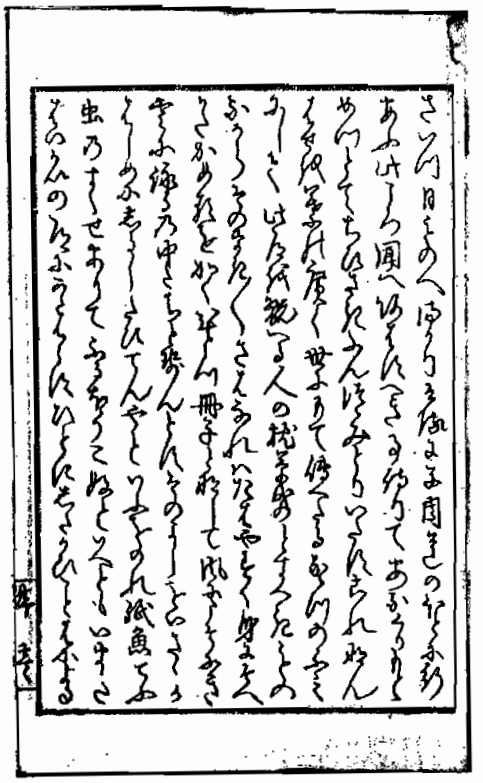

図2　序文1丁裏

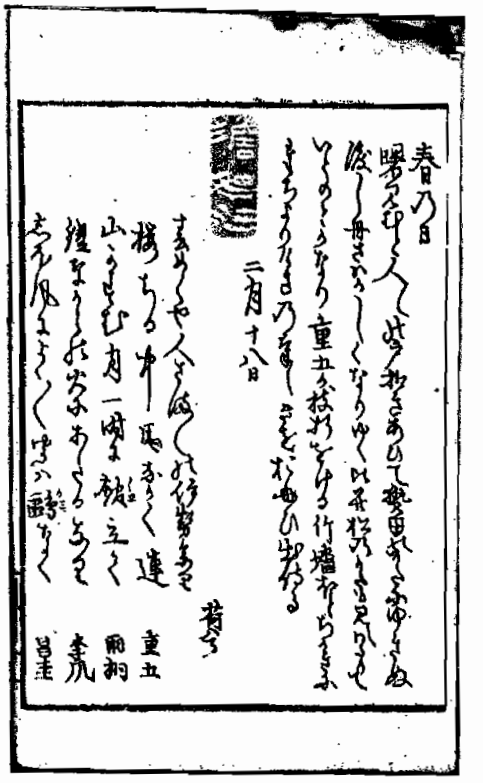

図3　春の日1丁裏

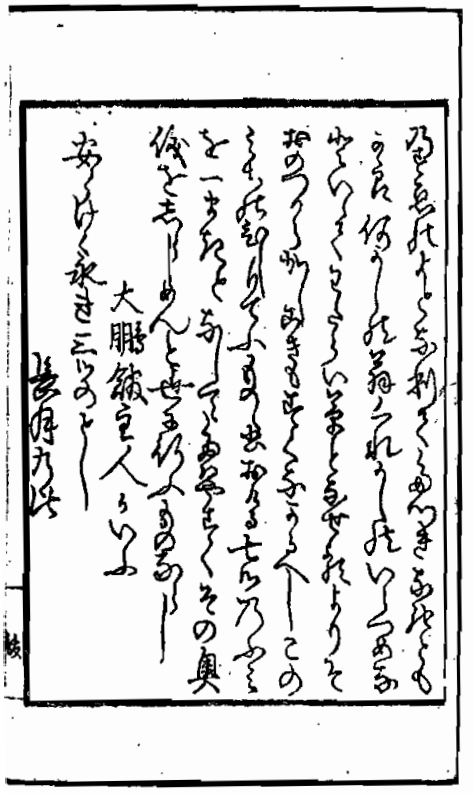

図4　跋文裏

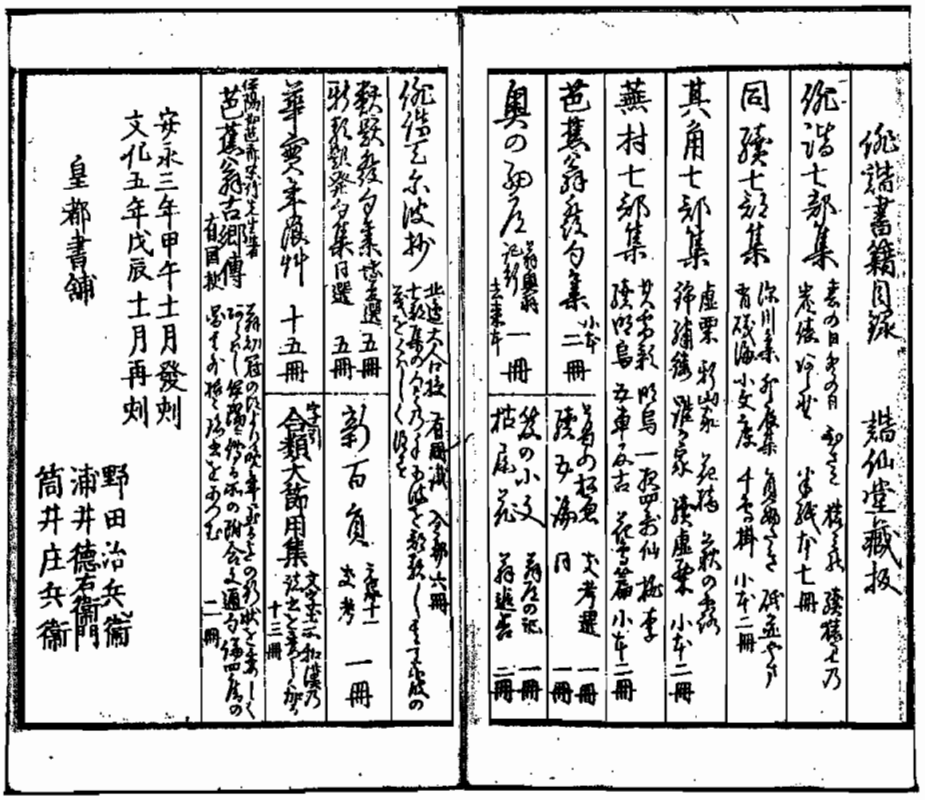

図5　刊記　目録

図6

(1)炭俵　11丁裏

文化版

重板C

(2)猿蓑　27丁裏

文化版

重板C

(3)続猿蓑　28丁表

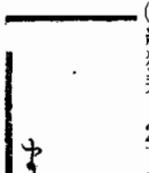

文化版

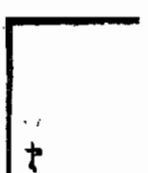

重板C

三　重板B本

図1　題簽

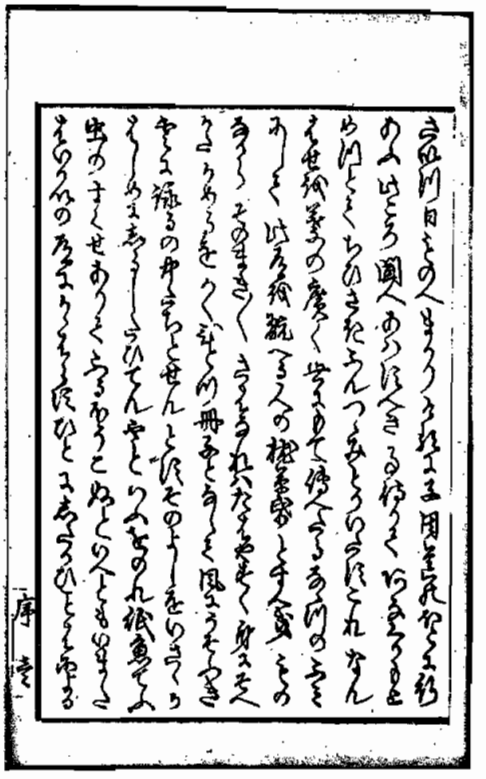

図2　序文1丁裏

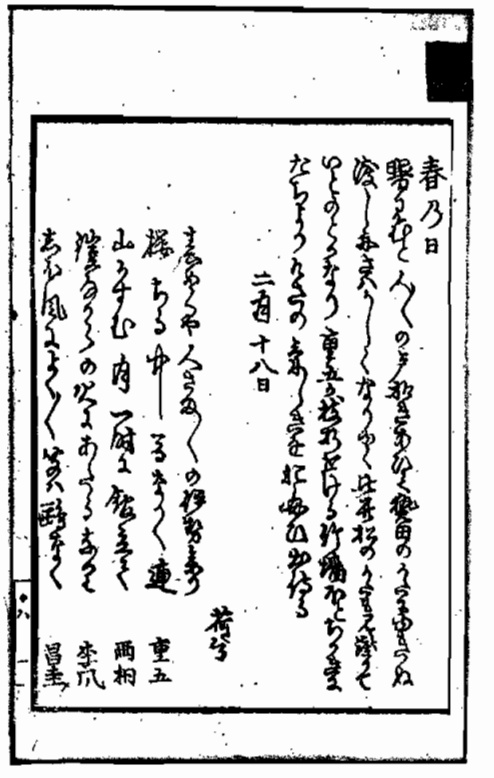

図3　春の日1丁裏

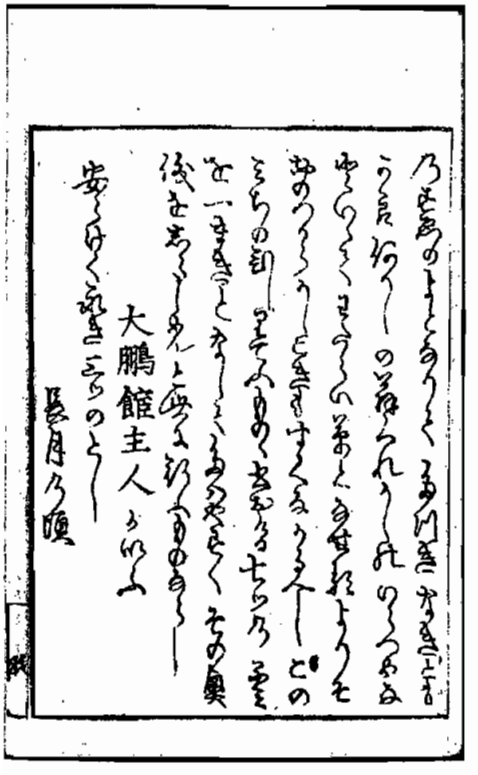

図4　跋文裏

図5　刊記　目録

図6

(1)ひさご　4丁裏

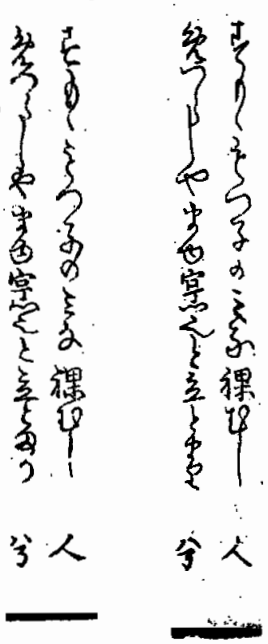

C本　　B本

(2)ひさご　8丁裏

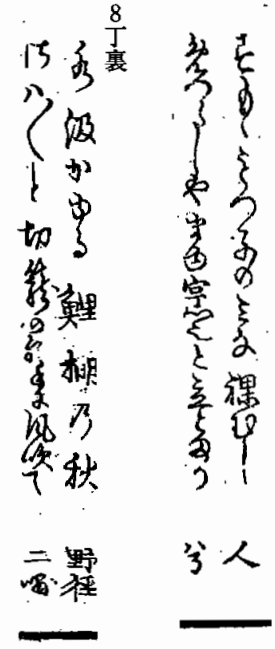

C本　　B本

(3)猿蓑　27丁裏

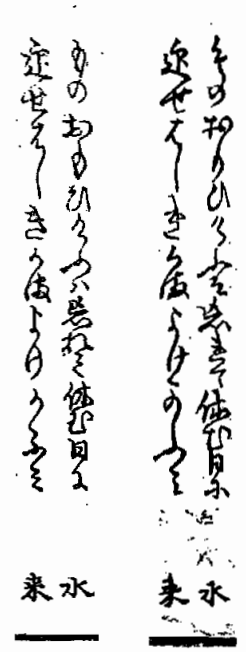

C本　　B本

四　重板D本

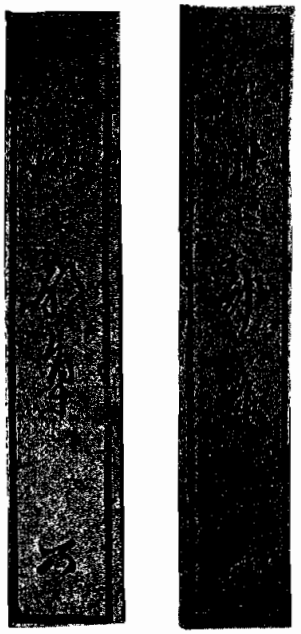

図1　題簽

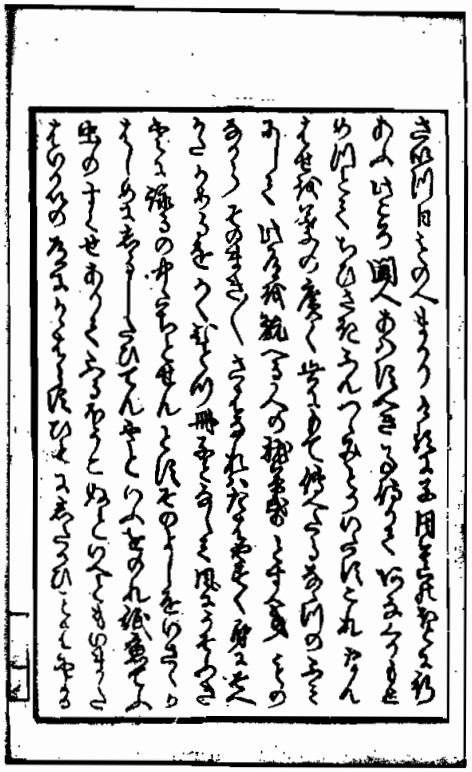

図2　上1丁裏

図5

(1)ひさご　3丁裏（上22丁裏）

B本　全　D本　項

(2)ひさご　7丁表（上26丁表）

B本　雜　亀の甲ニ子ヲ附ハ時ニ生ル　乙孫　時ニ斗蓋ニ風の吹く　書　孫兆

D本　雜　亀の甲ニ子ヲ附ハ時ニ生ル　乙孫　時ニ斗蓋ニ風の吹く　書　孫兆

(3)阿羅野　14丁表（下14丁表）

B本　蕉翁　下枝

D本　蕉翁　下枝

図6

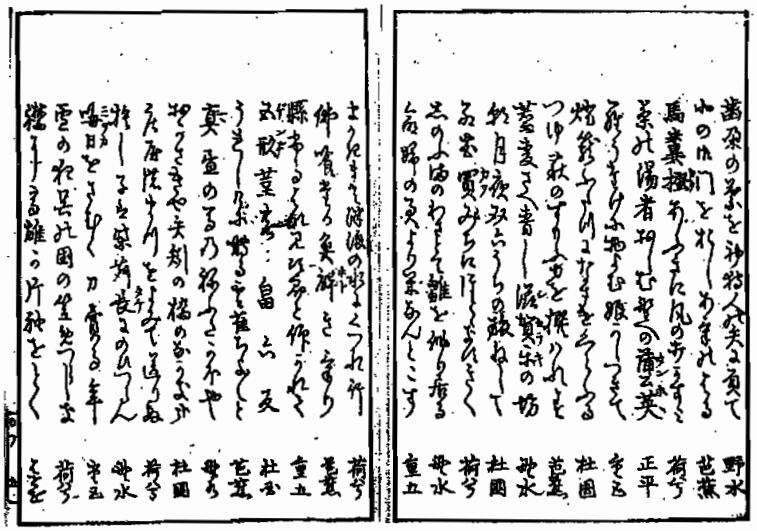

文化版　冬の日5丁

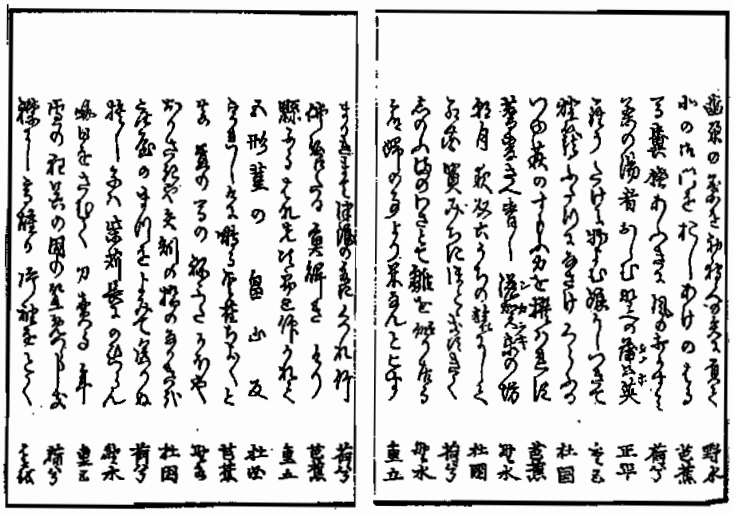

重板B本　冬の日5丁

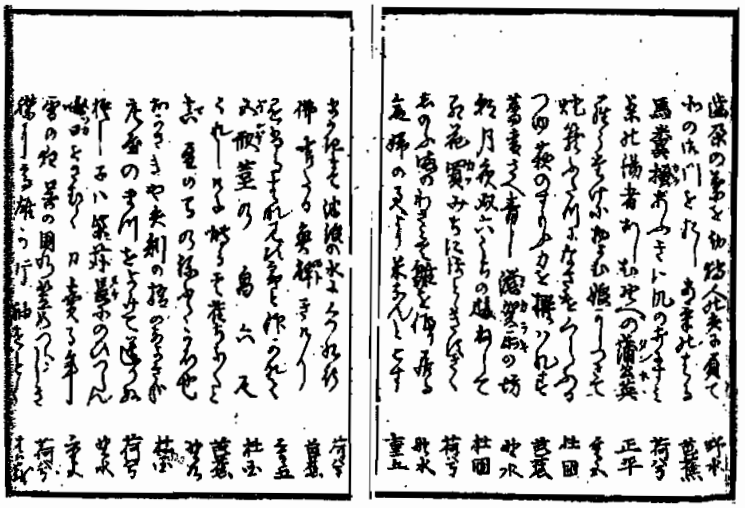

重板D本　上15丁

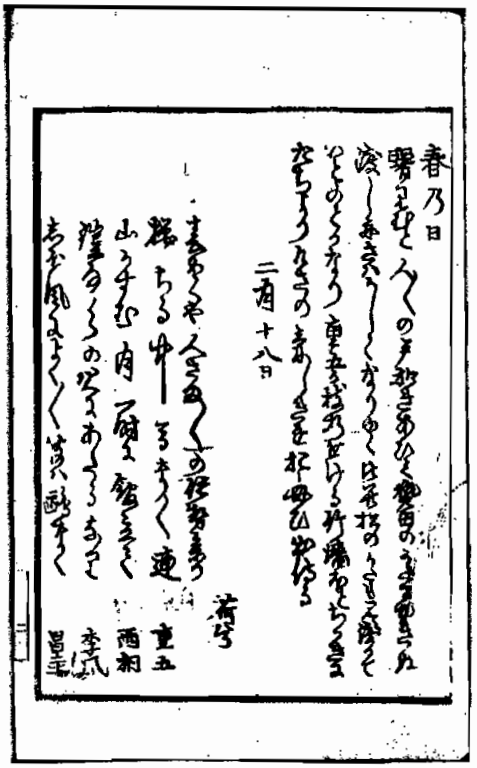

図3　上2丁裏

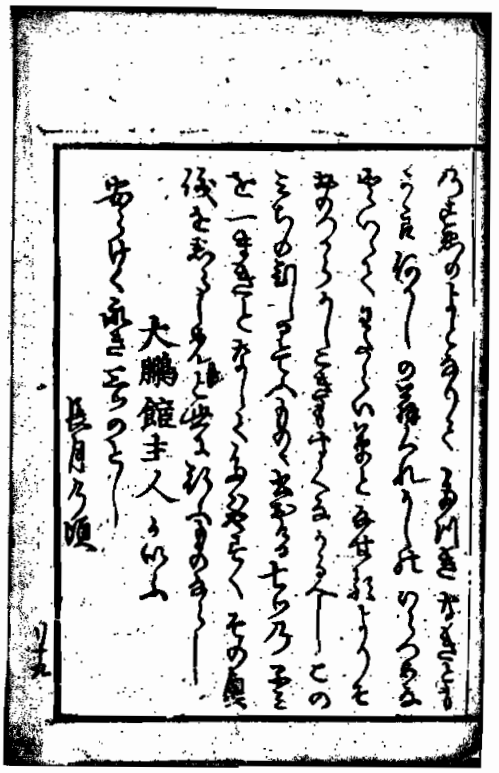

図4　下89丁裏

五　掌中俳諧七部集

図1　題簽

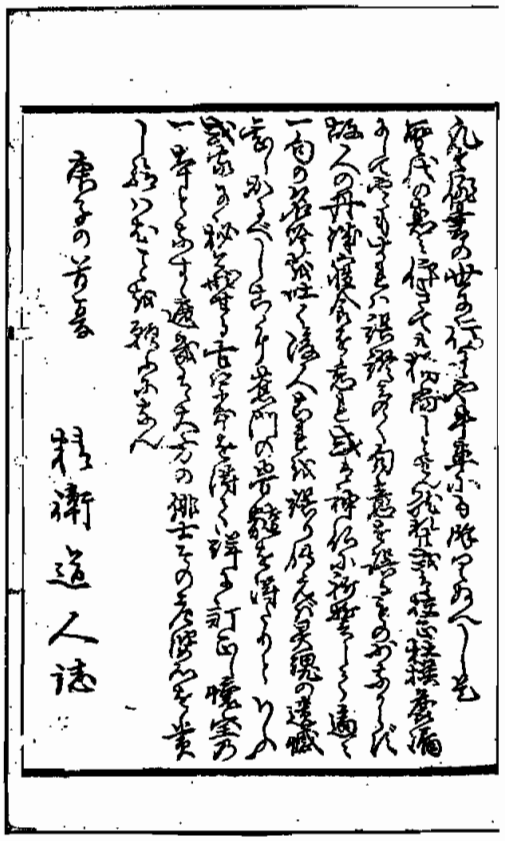

図2　序文

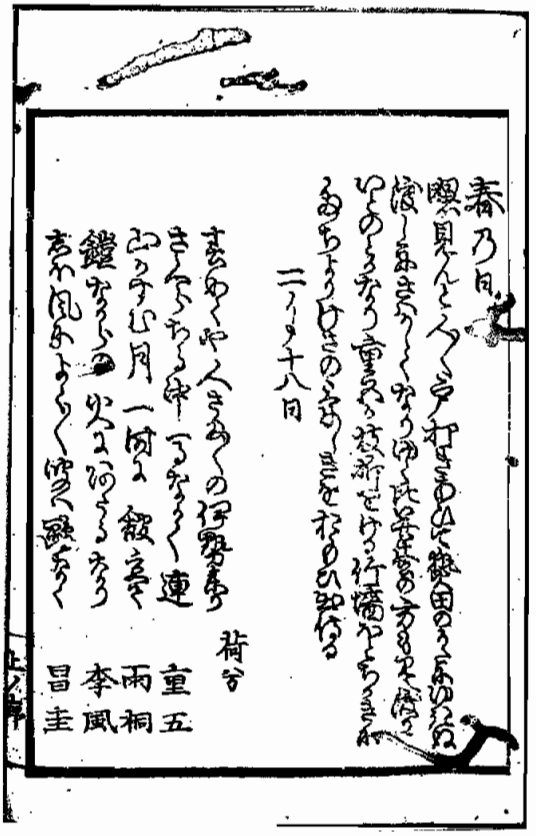

図3　春の日冒頭部

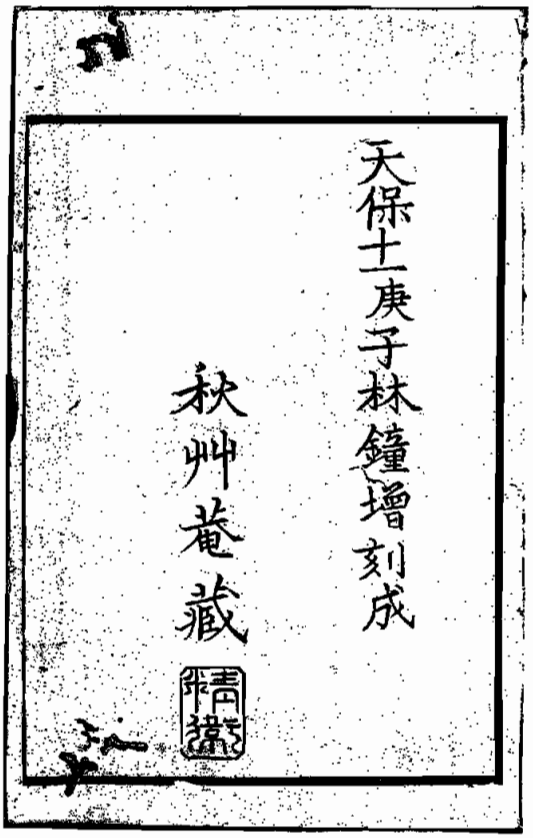

図4　刊記

(1)冬の日　5丁表（上13丁表）

杜國　荷兮　野水　重五

重板B本

杜国　荷兮　野水　重五

掌中本

(2)阿羅野　21丁表（下53丁裏）

加生　路通　潮春　尚白

重板B本

加生　路通　潮春　尚白

掌中本

(3)掌中本　下15丁表裏

肥後　利牛　楚常

可遊　溪川　弧舟　景洗　浮葉　柳川　芭蕉　北枝　楚常　字路　元之

七　掌中本覆刻版

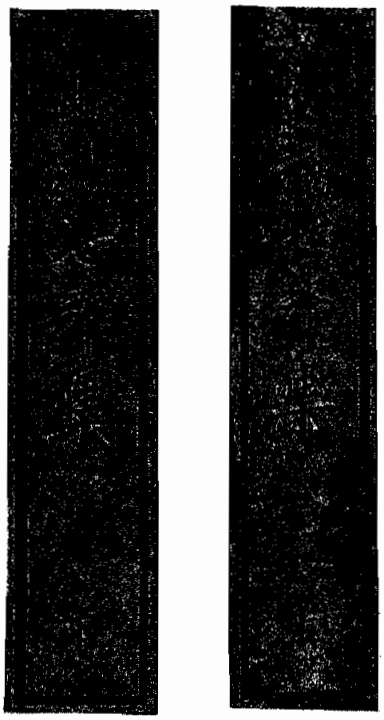

図1　題簽

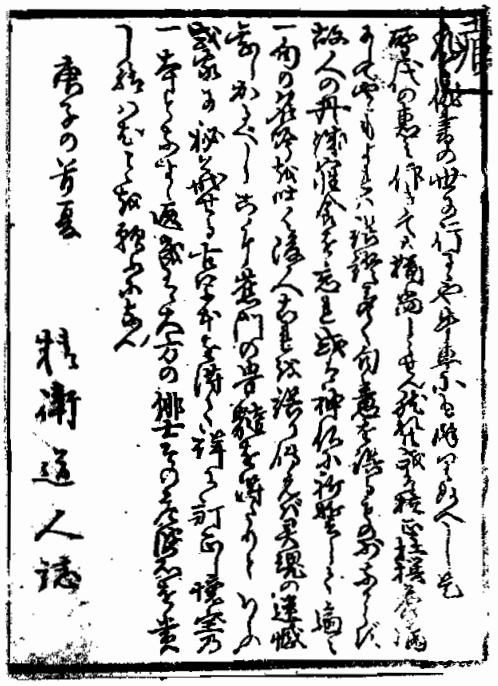

図2　序文

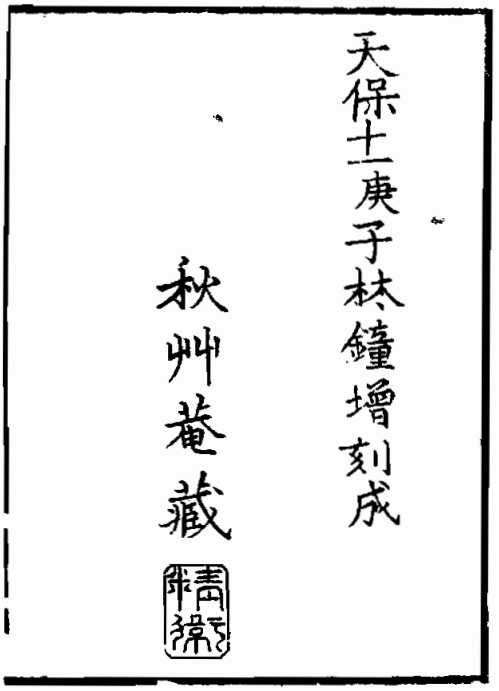

図3　刊記（A）

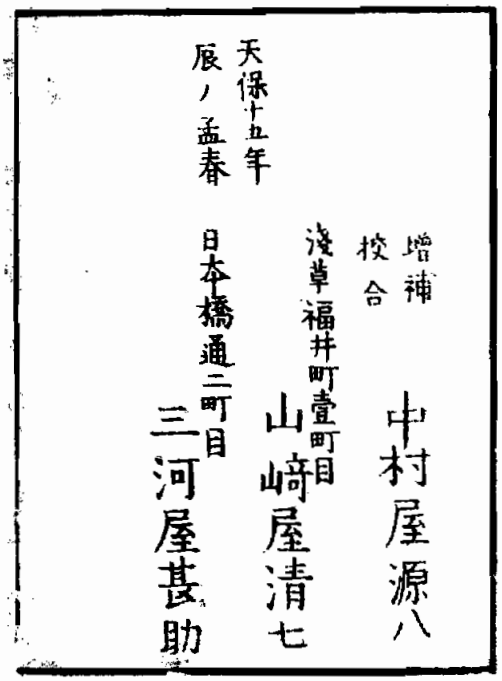

図4　家蔵本②　刊記（C）

図5　上7丁裏　春の日

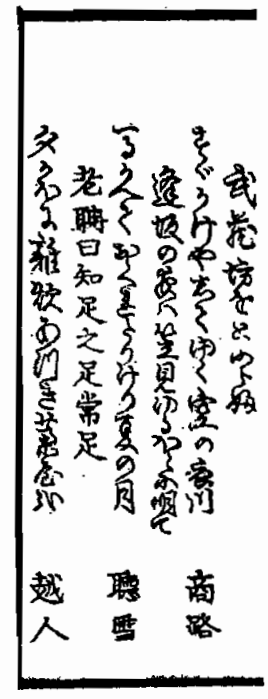

掌中本元版

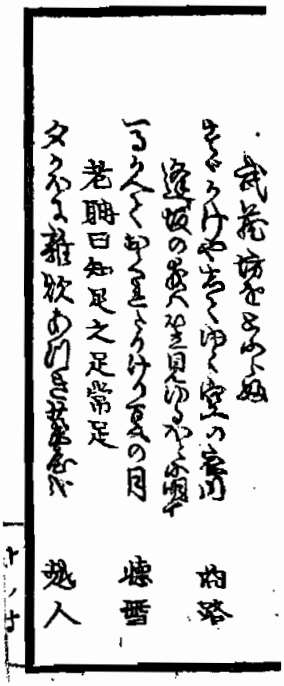

覆刻版

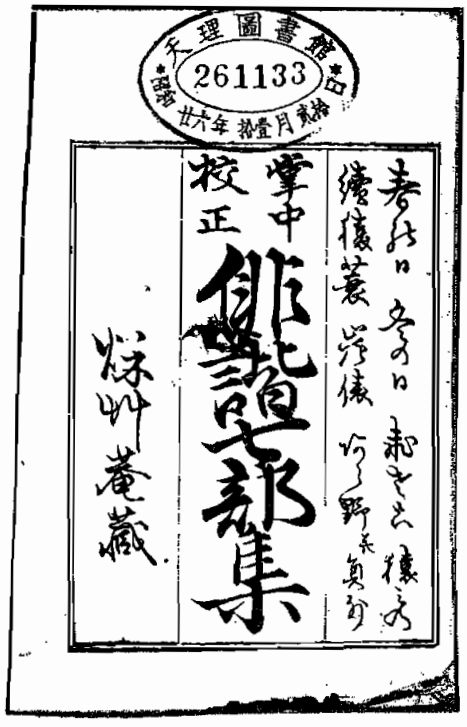

図6　綿屋本①　見返し

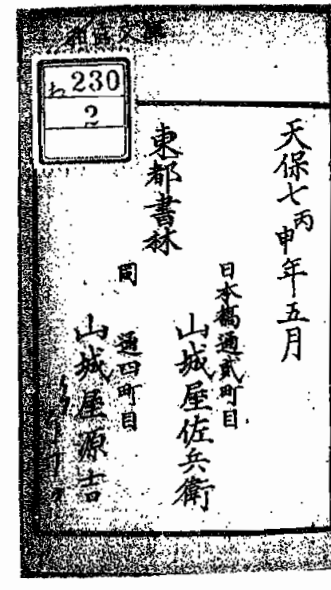

図7　綿屋本②　刊記（B）

図8　雲英本⑮　目録裏・刊記（D）

八　弘化四年版横本

図1　題簽

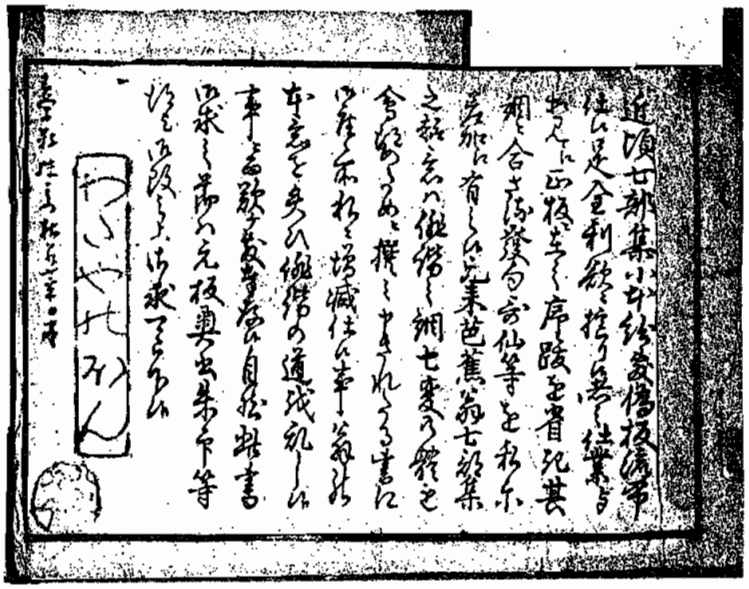

図2　上巻見返し

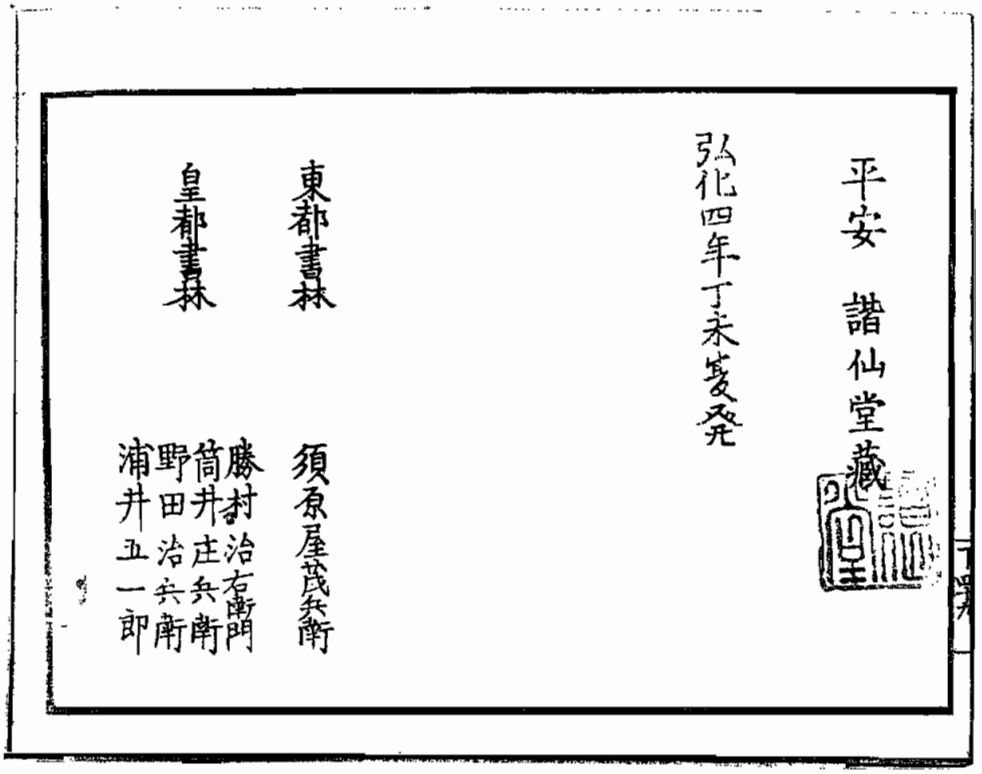

平安　諸仙堂藏

弘化四年丁未歳発

東都書林　須原屋茂兵衛

皇都書林　勝村治右衛門
筒井庄兵衛
野田治兵衛
浦井五一郎

図3　刊記

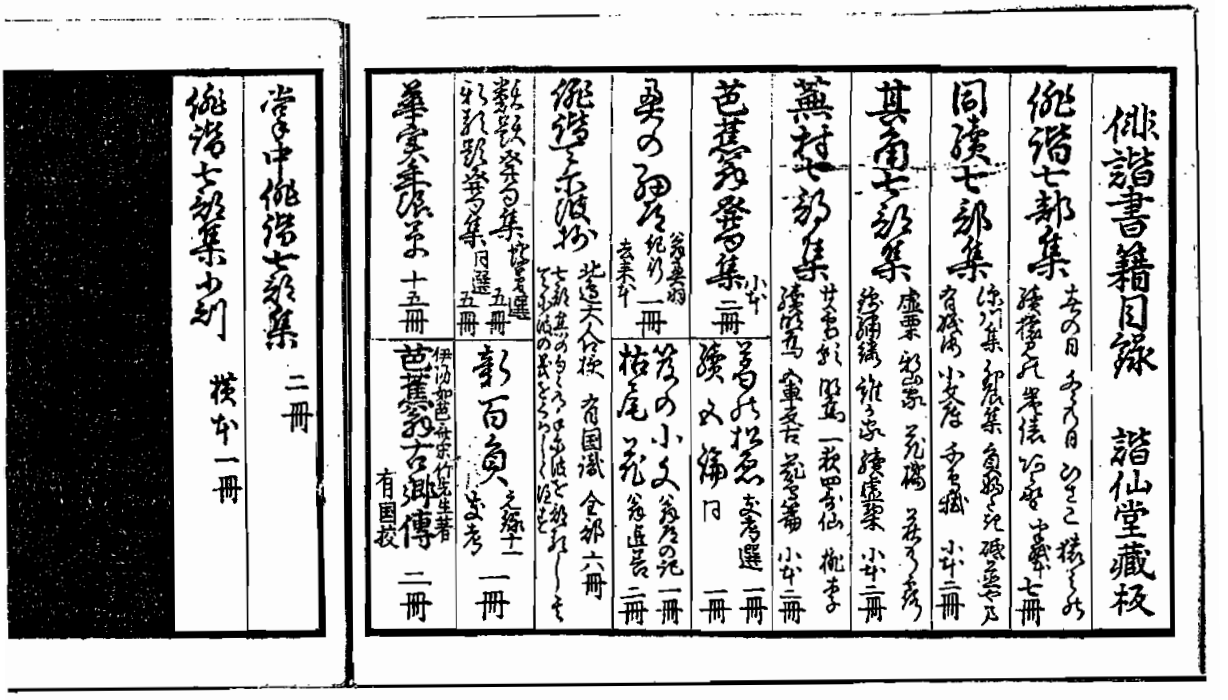

図4　諧仙堂藏板目録

図5

(1)ひさご

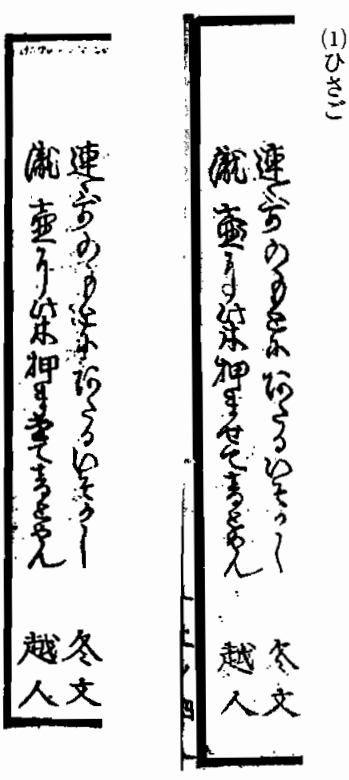

(2)猿蓑　序

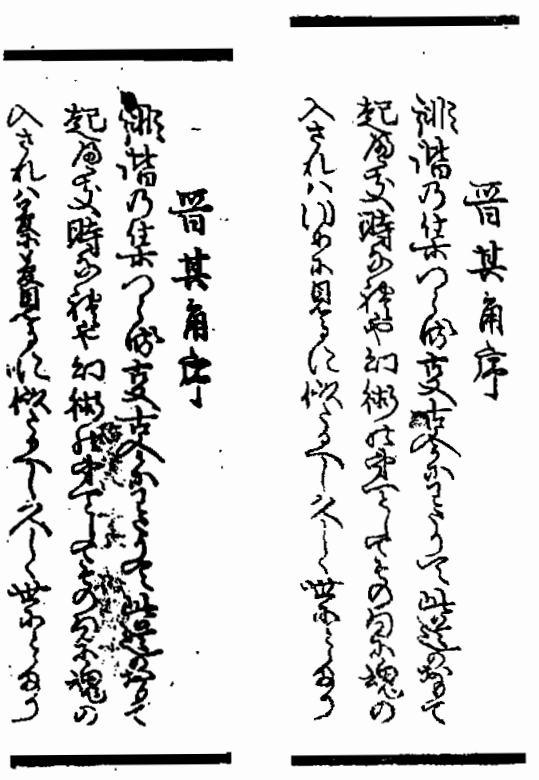

図6

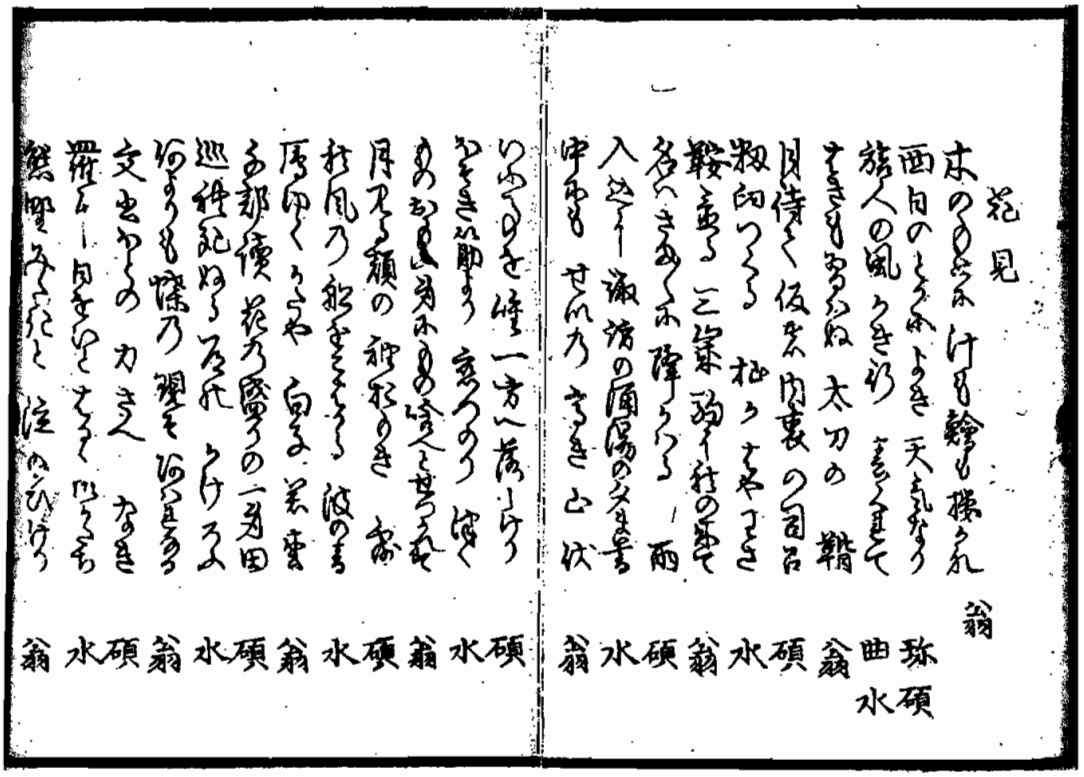

掌中本元版　上19丁表裏

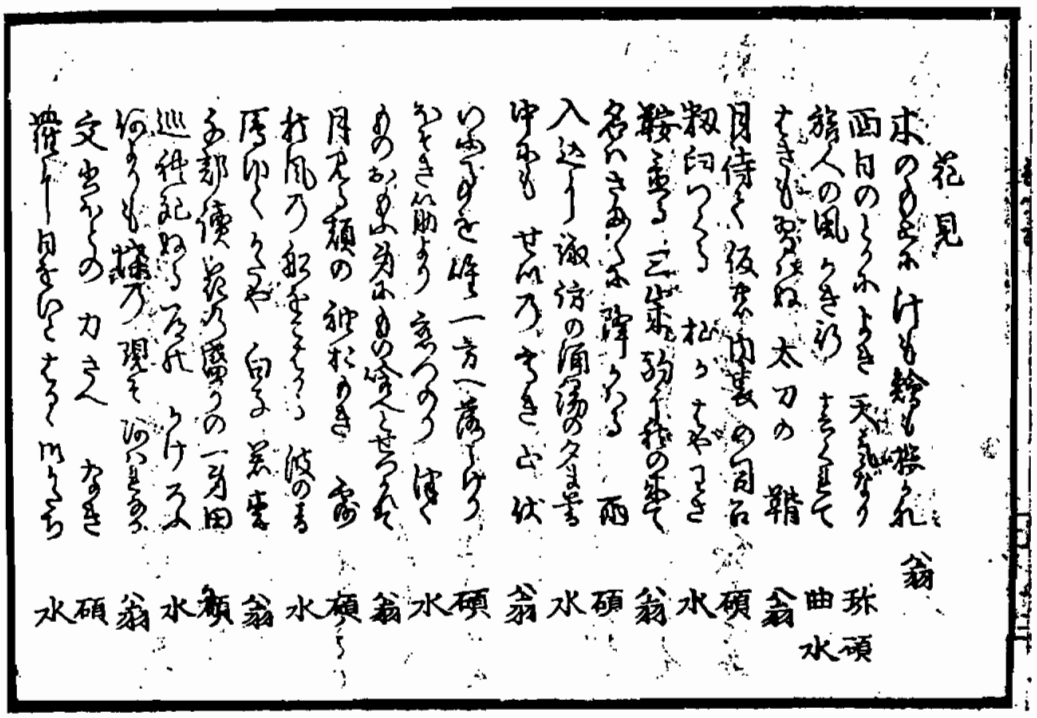

弘化4年版横本　上12丁裏

図7　後刷本刊記

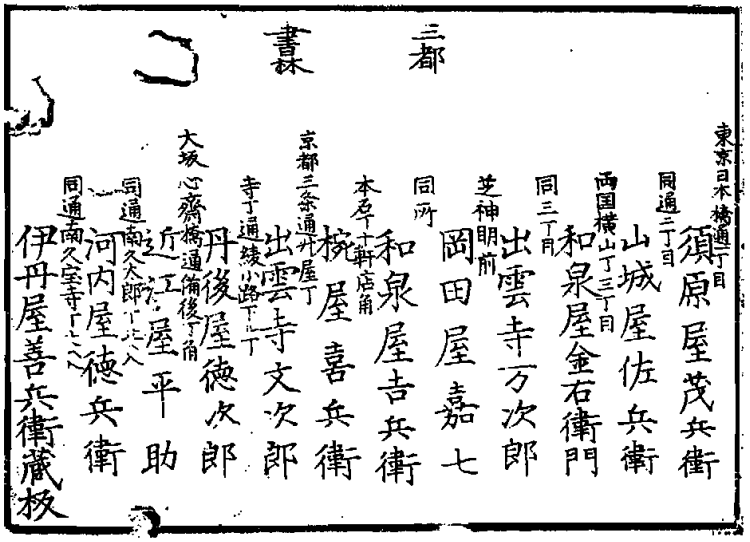

雲英本

竹冷本

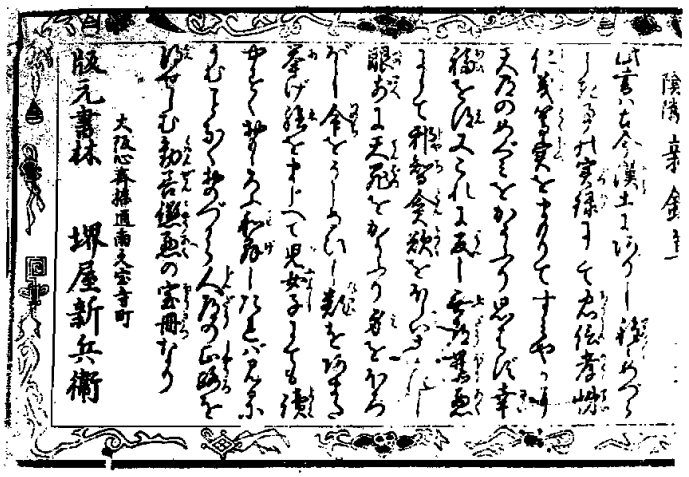

芭蕉本⑫

図1　序文　見返し

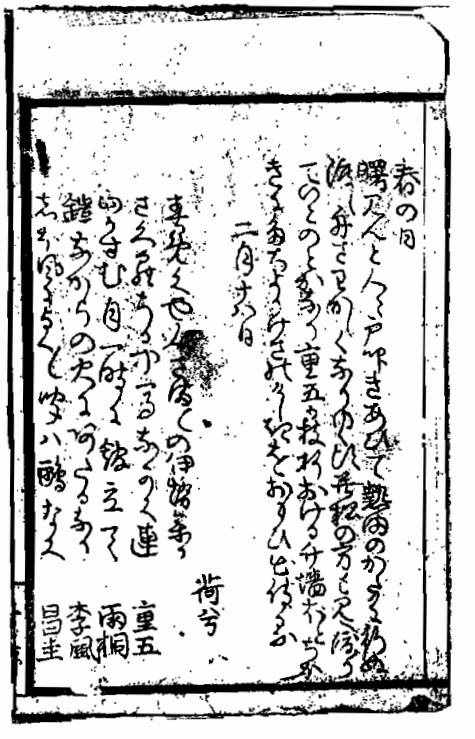

図2　春の日冒頭部

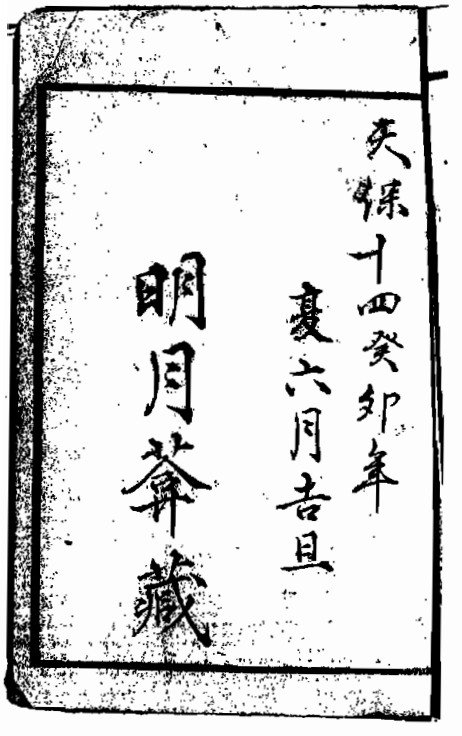

図3　刊記

図1　題簽

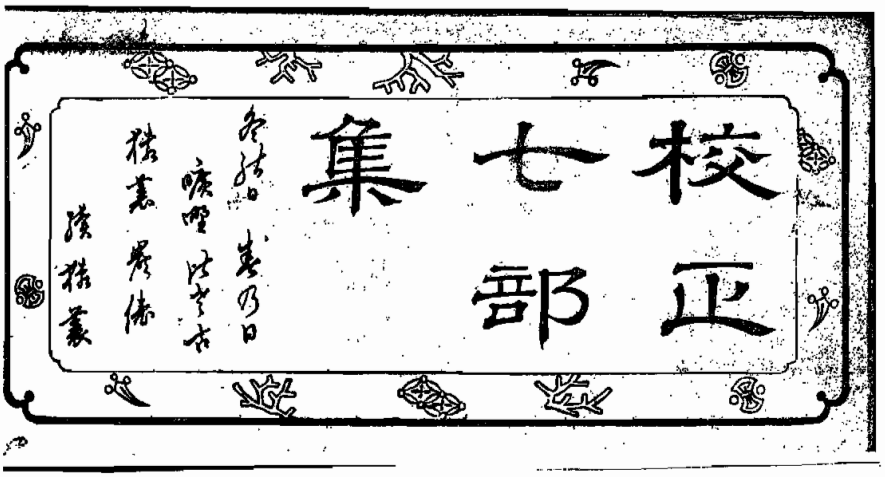

図2　加藤本　見返し

図3　刊記A

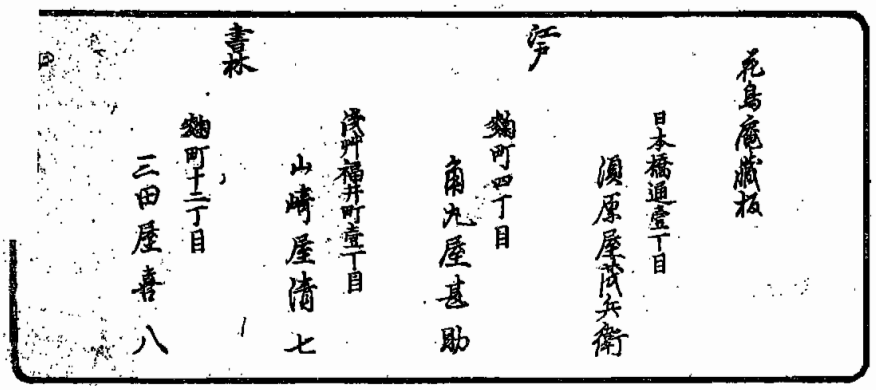

刊記B

刊記C

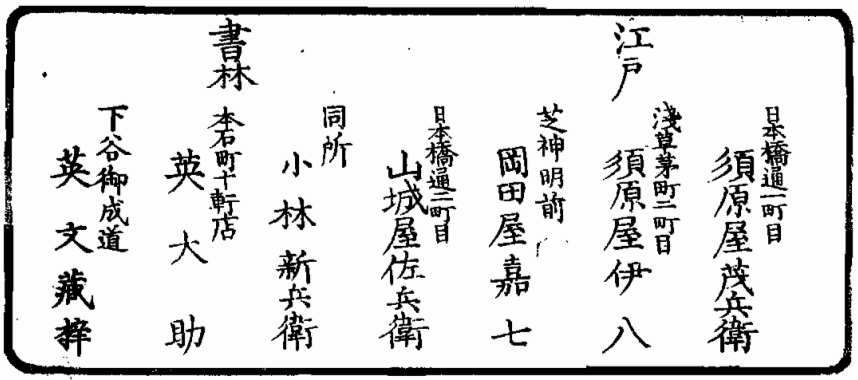

一〇　嘉永四年版横本

図1　題簽

図2　乾巻　見返し

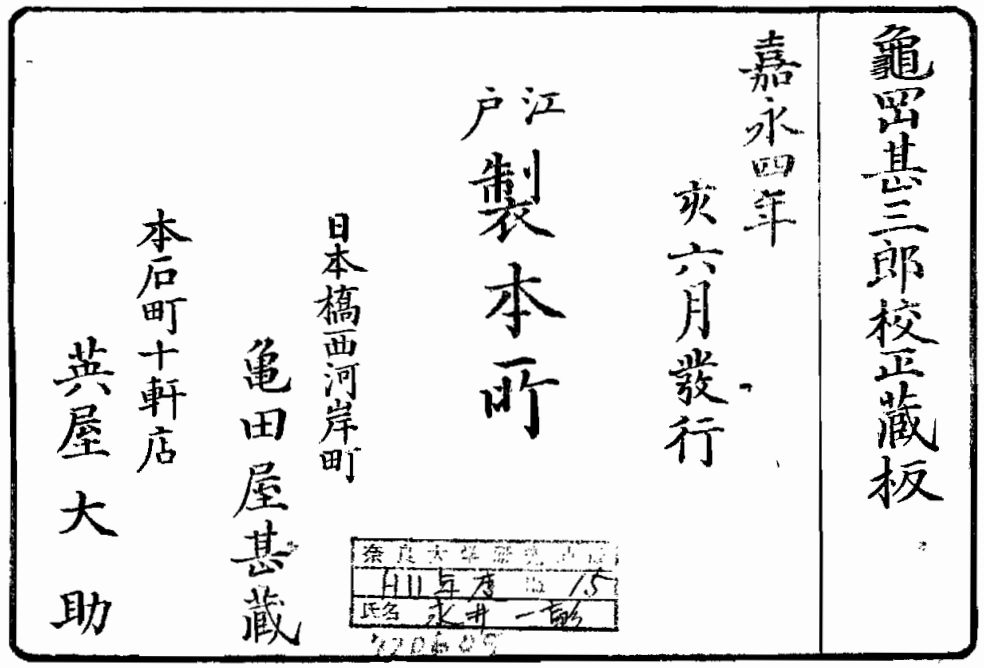

図3　刊記

"Bashô" as a Conseession (2)

Kazuaki Nagai